

5 生活に関すること

障がいのある方が、よりよい日常生活や社会生活を送るために様々な援助があります。

(1) 福祉用具

障がいのある方の日常生活や社会生活を容易にするための様々な福祉機器・用具があります。補装具費の支給や日常生活用具として市町村が認める福祉用具の給付や貸与を受けることができます。

補装具費の支給（身体）

身体障がいを補うための補装具費の支給を行っています。

【補装具には、次のようなものがあります】

- 視覚障がい児者：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用・弱視用）等
- 聴覚障がい児者：補聴器
- 肢体不自由児者：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）等
- 重度の両上下肢及び音声・言語障がいにより意思の表出を行うことのできない児者：重度障がい者用意思伝達装置
- 身体障がい児のみ：起立保持具、排便補助具

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方で、補装具費の支給が必要と認められる方。

【注意事項】

- 補装具については、その価格に応じ、原則として定率1割負担となります。ただし、平成22年4月1日から、低所得階層（市町村民税非課税）に該当する方や、利用する児童の保護者について、補装具の利用者負担が無料になりました。
- ご本人又は世帯員の市町村民税の課税状況等に応じ、月額負担上限額が設けられます。ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は補装具費の支給対象外となります。
- 支給の対象となる補装具の種類・単価はあらかじめ決められています。
- 身体障害者更生相談所（鳥取県障がい福祉課内、中・西部総合事務所県民福祉局内）の支給判定が必要なものもあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課

日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度の身体障がいのある方、重度の知的障がいのある方、精神障がいのある方の日常生活を容易にするための日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。

【日常生活用具には、次のようなものがあります】

- 視覚障がい児者：盲人用時計、視覚障がい者用拡大読書器等
- 聴覚障がい児者：聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報通信装置等
- 音声・言語障がい児者（喉頭摘出者）：人工喉頭
- 肢体不自由児者：移動用リフト、特殊寝台等
- じん臓機能障がい児者：透析液加温器等
- 人工肛門・人工膀胱保有者：ストマ用具、紙オムツ等
- 知的障がい児者：特殊マット、頭部保護帽
- 精神障がい者：頭部保護帽、火災警報器等

【対象者】

- 重度の身体障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- 重度の知的障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。
- 精神障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方。

【注意事項】

- 日常生活用具の給付・貸与は市町村がサービスを提供する地域生活支援事業の一つのメニューです。
- 給付決定は、障がいのある方または障がい児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 市町村によって市町村民税が一定額を超えた場合は対象にならない場合があります。
- 利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

(2) 住宅に関すること

日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

障がいのある方の居宅における生活動作等を円滑にする用具の設置に必要な小規模な住宅改修費を給付する事業です。

利用者負担額は各市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村福祉

たんとう か かくにん
担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

しょうがいしゃじゅうたくかいりょうじよせい じぎょう 障害者住宅改良助成事業

しんたい しょう かた せたい りょういく てちょう も かた ぞく せたい たいしょう よくしつ
身体に障がいのある方の世帯、療育手帳をお持ちの方が属する世帯を対象に、浴室や
トイレ、玄関、居室などの改良やホームエレベーターなどを設置した場合にその改良工事
ひ じよせい じぎょう
費を助成する事業です。

しちょうそん たいしょう しょう ていど じよせいがく じよせいたいしょう けいひ こと
市町村によって、対象となる障がいの程度や助成額、助成対象の経費などが異なり、また、
とう じぎょう おこな
当事業を行っていない市町村もあります。

くわ す しちょうそんふくしたんとう か かくにん
詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にご確認ください。

【窓 口】 市町村福祉担当課

ちんたい し えん じぎょう あんしん賃貸支援事業

みんかんちんたいじゅうたく にゅうきよ きぼう しょう かた たい にゅうきよ きょうりょくてき ふどうさん
民間賃貸住宅への入居を希望される障がいのある方などに対し、入居に協力的な不動産
てん ちんたいじゅうたく じょうぼう しょうかい そうだん し えん き かん れんけい えんかつ にゅうきよ し えん
店や賃貸住宅の情報をご紹介するとともに、相談支援機関と連携し、円滑な入居を支援し
ます。

ちんたいそうだんいん じゅうたく かん そうだん と あ う つ
また、「あんしん賃貸相談員」が、住宅に関するご相談やお問い合わせを受け付けてい
ます。

ふくし いりょうなど し えん き かん りょう かた し えん き かん つう
すでに福祉や医療等の支援機関をご利用されている方は、まずはその支援機関を通じて
ご相談ください。

【窓 口】

とっとりけんきよじゅう し えんきょう ぎ かい じ む きょく こうえきしゃだんほうじん とっとりけんたく ち たてものとりひききょうかい
鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内）

☎ 0857-23-3569 FAX 0857-27-1854

あんしん賃貸相談員（東・中部地域担当） ☎ 090-7135-3686

せいふ ちいきたんとう
（西部地域担当） ☎ 080-1949-3920

こうえいじゅうたくゆうせんにゅうきよ 公営住宅優先入居

けんえいじゅうたく にゅうきよしゃ せんこう さい しんたいしゅう ちてきしゅう およ せいしんしゅう かた
県営住宅の入居者の選考の際に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方の
にゅうきよ ゆうせんでき と あつか しんたいしゅう かた いりぐち とう
入居を優先的に取り扱います。なお、身体障がいのある方については、入口、トイレ等に
はいりよ じゅうたく
配慮がなされた住宅があります。

【対象者】

- しんたいしゅうがいしゃ てちょう きゅう も かた どうていど しんたいしゅう かた ぞく せたい
• 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方、または同程度の身体障がいのある方の属する世帯。

- 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級をお持ちの方、または同程度の精神障がいのある方の属する世帯。
- 上記の精神障がいの程度に相当する程度の知的障がいのある方の属する世帯。

【注意事項】 所得による入居の制限があります。

【窓口】 鳥取県住宅供給公社

東部：☎ 0857-27-7334 FAX 0857-22-8331

中部：☎ 0858-26-8500 FAX 0858-26-8503

西部：☎ 0859-32-9211 FAX 0859-32-9204

※市町村の公営住宅については、それぞれの市町村担当課へお尋ねください。

(3) 社会参加

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

鳥取県障害者社会参加推進センター

身体、知的及び精神障がいのある方のニーズを把握し、社会参加のための事業の企画立案、研修、障がい者団体の連携等の業務を行っています。

〒680-0846 鳥取市扇町 21 番地 県民ふれあい会館 3F 鳥取県身体障害者福祉協会内
☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

コミュニケーション手段の確保

県政だより点字版・「声の広報」の発行

県が毎月発行している県政だよりの点字版の配布や、音声版のテープ及び DAISY の貸し出しをしています。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

訪問代読・代筆サービス

視覚障がい者の方で、ご家族等での代読・代筆が困難な方を対象に、公的機関などからの郵便物や資料の代読、申請書類などの代筆を行います。

【窓口】 鳥取県ライトハウス点字図書館

● **字幕入り映像ライブラリー貸出**

テレビ番組・映画等に字幕を挿入したDVDを無料で貸し出しています。

【**注意事項**】

- 借りるためには、あらかじめ登録をしておく必要があります。
- 貸出期間、貸出本数等に限りがあります。

【**窓口**】 **鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）**

● **電話リレーサービス**

聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外のひと）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

【**利用登録対象者**】 聴覚や発話に困難のある人（聴覚障がい者等）

【**窓口**】

総務大臣指定 **電話リレーサービス提供機関** **一般財団法人日本財団電話リレーサービス**

☎ 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913 ホームページ <https://www.nftrs.or.jp/>

<電話リレーサービス地域登録>

鳥取県に居住される電話リレーサービス登録者の同サービス利用料は無料になります。

※要申請

【**窓口**】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136

E-mail : shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/309309.htm>

● **ヨメテル（文字表示電話サービス）**

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズにする、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。

【**利用登録対象者**】 電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人

【**窓口**】

総務大臣指定 **電話リレーサービス提供機関** **一般財団法人日本財団電話リレーサービス**

ヨメテル・カスタマーセンター

☎ 0120-328-123 ホームページ <https://www.yometel.jp/>

電話リレーサービス（鳥取市事業）

聞こえない・聞こえにくい方に対して、FAX及びメールにより情報提供サービスを行っています。

【窓 口】 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会（障害者福祉センター）

☎ 0857-27-3338 FAX 0857-24-3022

遠隔手話サービス

聞こえない・聞こえにくい方のスマートフォン等で専用のQRコードを読み込みビデオ通話機能を活用し、手話通訳センター等に常駐する手話通訳者（オペレーター）を介して、必要な手話サービスを受けることができます。

QRコード設置場所：鳥取駅・倉吉駅・米子駅、鳥取バスターミナル・米子バスターミナル、県庁総合受付・障がい福祉課、県立図書館

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会

県庁における「手話リンク」の設置

聞こえない・聞こえにくい方が窓口に出向かなくても、県ホームページ上の「手話で電話をする」ボタン一つで、電話リレーサービスを使用して県の窓口や障がい福祉担当部署に手話で問い合わせをすることができます。

※通常、電話リレーサービスの利用には事前登録が必要ですが、手話リンクについては、事前登録なしで、無料で利用できます。ただし、通信料はかかります。

次の所属のホームページに、手話リンクのボタンを設置しています。

（県総合窓口、中部総合事務所、西部総合事務所、障がい福祉課、福祉保健課）

【対象者】 聞こえない・聞こえにくい方

【窓 口】 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136

E-mail: shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/322081.htm>



ホームページ
QRコード

鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム

専用のアプリ（アイコンサポート）を使用し、スマートフォンのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが視覚情報を音声で提供するシステムです。（対象地域：県内全域）

【対象者】 県内の視覚障がいに係る身体障害者手帳を所持している者（18歳以上）
【注意事項】 窓口への利用申込書の提出が必要です。
【窓口】 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 FAX 0857-26-8136

E-mail : shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/317299.htm>

点字情報ネットワーク

視覚障害者団体から配信される新聞等による最新の情報を、毎日、点字プリンターで出力し、視覚に障がいのある方に、郵送等により提供しています。

【窓口】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

点字プリンターの設置

県では、障がい福祉課及び中部・西部総合事務所県民福祉局に点字プリンターを設置しています。一般の方でも無料でお使いいただけますのでご利用ください。

【窓口】 県障がい福祉課、中部・西部総合事務所県民福祉局

手話通訳者の設置

県では、各圏域の聴覚障がい者センターに専任の手話通訳者を設置しています。また、県立中央病院、県立厚生病院にも手話通訳者を設置しています。

鳥取市福祉事務所、鳥取市社会福祉協議会、米子市福祉事務所、鳥取大学医学部附属病院にも、手話通訳者が設置されています。

通訳者等の派遣

手話通訳者等の派遣

きこえない・きこえにくい方が公的機関等に外出をする際や、会議・イベント等で手話通訳が必要な場合に、手話通訳者・手話奉仕員として活動している人を派遣します。

また、スマートフォン等のビデオ通話機能を使用し、遠隔手話通訳も行っています。

【窓口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

要約筆記者等の派遣

きこえない・きこえにくい方が公的機関等に外出をする際や、会議・イベント等で要約筆記が必要な場合に、要約筆記者・要約筆記奉仕員として活動している人を派遣します。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会（各圏域の聴覚障がい者センター）

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症の方に対して、意思疎通や情報取得等を支援するため、意思疎通支援者として活動している人を派遣します。

【窓 口】 鳥取県失語症者支援センター

きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業

県内各地できこえない・きこえにくい方を対象として、社会生活に必要な知識や情報を得るための研修等を行っています。

【窓 口】 鳥取県聴覚障害者協会

自動車改造費助成

身体障がいのある方が、就職・自営等に必要なる自動車を取得する場合に、自動車の改造に必要な経費の一部を助成します。

【対象者】 身体障害者手帳所持者で上肢、下肢または体幹に障がいのある方。

【注意事項】

- ご本人に一定以上の所得がある場合は対象になりません。
- 助成をご希望される場合は、改造する前にお住まいの市町村の窓口までご相談ください。

【窓 口】 市町村役場（事業を実施していない市町村もあります）

※「自動車運転免許取得費助成」については p96 をご覧ください。

移動手段の確保

障がい者用福祉タクシー

車いすを使用している方や寝たきりの方でも利用しやすいリフトやベッドの付いた福祉タクシーが配置され、運行されています。

とうぶちく
【東部地区】

にほんこうつう
日本交通

☎ 0857-26-6111

かんこう
観光タクシー

☎ 0857-21-3711

おおもり
大森タクシー

☎ 0857-23-6511

しょうえいりくうん
商栄陸運

☎ 0857-53-3694

いなばタクシー

☎ 0857-53-1004

ちゅうぶちく
【中部地区】

ひまる
日ノ丸ハイヤー

☎ 0858-22-3155

せいぶちく
【西部地区】

かいけ
皆生タクシー

☎ 0859-33-4332

※上記は鳥取県ハイヤータクシー協会に加盟しています。

(E-mail : tori-taxikyokai@sunny.ocn.ne.jp)

【その他】

ふくしかいご
福祉介護タクシーおくりむかえ

☎ 0857-23-6560

※全県下に 164 台のUDタクシーが走っております。一般車両扱いですが車椅子でその

ままご乗車できます。

乗務員も研修を受けておりますので安心してご利用下さい。

UDタクシー車両保有事業所

とうぶ
(東部)

にほんこうつうかぶしがいしや
日本交通株式会社

☎ 0857-26-6111

ひまる かぶしがいしや
日ノ丸ハイヤー株式会社

☎ 0857-22-2121

とっとりじどうしゃかぶしがいしや
鳥取自動車株式会社

☎ 0857-26-6111

ゆうげんがいしや
有限会社サービスタクシー

☎ 0857-22-2011

まいにち かぶしがいしや
毎日タクシー株式会社

☎ 0857-22-8288

かんこう かぶしがいしや
観光タクシー株式会社

☎ 0857-21-1234

ゆうげんがいしや あおや
有限会社ニュー青谷タクシー

☎ 0857-85-0310

とうぶ かぶしがいしや
東部タクシー株式会社

☎ 0857-28-3232

おおもり かぶしがいしや
大森タクシー株式会社

☎ 0857-23-6511

あさひ かぶしがいしや
旭タクシー株式会社

☎ 0857-28-0081

にほんかい
日本海タクシー

☎ 0857-73-1110

いなばタクシー株式会社

☎ 0858-85-0553

かぶしがいしやしょうえいりくうん
株式会社商栄陸運

☎ 0857-53-3694

かぶしがいしやとっとりだいこう
株式会社鳥取代行

☎ 0857-54-1001

ちゅうぶ
(中部)

にほんこうつうかぶしがいしや
日本交通株式会社

☎ 0858-22-7111

ひまる かぶしがいしや
日ノ丸ハイヤー株式会社

☎ 0858-22-3155

ことうら交通

☎ 0858-27-1636

ゆらタクシー

☎ 0858-37-2110

せいぶ
(西部)

あおぞらこうつうゆうげんがいしや
青空交通有限会社

☎ 0859-22-3939

かいけ かぶしがいしや
皆生タクシー株式会社

☎ 0859-33-4331

だいせん ゆうげんがいしや
大山タクシー有限会社

☎ 0859-27-0918

にほんこうつうかぶしがいいしや よな ご えいぎょうしよ 日本交通株式会社 米子営業所	☎ 0859-22-3131
ひ まる かぶしがいいしや よな ご えいぎょうしよ 日ノ丸ハイヤー株式会社 米子営業所	☎ 0859-22-3231
よな ご だいいちこうつうかぶしがいいしや 米子第一交通株式会社	☎ 0859-24-2175
にほんこうつうかぶしがいいしや さかいみなとえいぎょうしよ 日本交通株式会社 境港営業所	☎ 0859-42-3115
ひ まる かぶしがいいしや さかいみなとえいぎょうしよ 日ノ丸ハイヤー株式会社 境港営業所	☎ 0859-46-0373
かぶしがいいしやみなと 株式会社港タクシー	☎ 0859-44-0555
ゆうげんがいいしやにっこう 有限会社日興タクシー	☎ 0859-54-2101
ゆうげんがいいしやみぞくち 有限会社溝口タクシー	☎ 0859-62-1030
にちなんこうつうゆうげんがいいしや 日南交通有限会社	☎ 0859-82-0801

● じえいあー くらぶ とくべつかいいん ● JRジパング倶楽部「特別会員」

身体障がい者を対象にしたJRジパング倶楽部「特別会員」にご入会された方は、身体障がい者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券、急行券、グリーン券、座席指定券が割引購入できます。(割引されない車輜もあります。割引額や回数が異なる場合もあります。)

※詳しくは、鳥取県身体障害者福祉協会にお問い合わせください。

【対象者】 満60歳以上の男性、満55歳以上の女性で身体障害者手帳をお持ちの方。

【注意事項】 片道、往復または連続で201km以上の場合に限りです。(令和8年3月から「片道101km以上ご利用の場合」に変更になります。)

【申込先】

鳥取県身体障害者福祉協会

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館3F

☎ 0857-50-1070 FAX 0857-50-1072

● しんたいしやう しゃ ほじょけん もうどうけん いくせい たいよ ● 身体障がい者補助犬(盲導犬)の育成・貸与

視覚障がいのある方が、外出等で歩行する際の安全を確保するために、盲導犬を育成し、貸与します。

【対象者】

- 県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の視覚障がいのある方で、次の要件に該当する方。
- 身体障害者手帳所持者で原則1級の視覚障がいのある方。
- 居住する家屋の所有者、管理者等の承諾を受けた方。
- 盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められた方。
- 盲導犬を利用することにより社会参加の促進を図ることができる方。

【注意事項】

貸与候補者は盲導犬育成のため、約1か月の訓練課程を修了する必要があります。

【窓 ぐち】 県障がい福祉課

※介助犬・聴導犬についてのご相談がある方は、県障がい福祉課へご連絡ください。

生活訓練・講習会

生活訓練等事業

身体障がいのある方を対象とした講習会、研修会や訓練等を行っています。

- 身体障害者研修会 → 鳥取県身体障害者福祉協会
- 音声機能障害者発声訓練 → 鳥取県喉摘障害者福祉団体 鳥取県清音会
- オストメイト社会適応訓練事業 → 日本オストミー協会鳥取県支部
- じん臓機能障がい者研修会 → 鳥取県腎友会

視覚障がい者生活訓練事業

県内各地で視覚障がいのある方を対象として、歩行訓練、日常生活動作等の訓練及び情報コミュニケーション（パソコンやスマートフォン等の利用方法）に関する講習会を実施しています。

【窓 ぐち】 公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会

中途視覚障がい者生活訓練事業

視力を失ったことでの不安が大きい中途視覚障がい者に対して、ピアカウンセリングや生活していく上で不可欠な歩行の技術や点字を理解するための訓練を実施しています。

【窓 ぐち】 鳥取県ライトハウス点字図書館

盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業

盲ろう者を対象に、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行っています。

【窓 ぐち】 鳥取県盲ろう者支援西部センター

精神科デイ・ケア

日中、病院に通って、グループで行うスポーツや趣味活動、作業活動などを通じて、よりよい日常生活を送るためのリハビリテーションを行います。

病 院 名	電 話 番 号	F A X 番 号
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	0857-24-1151	0857-24-1024
医療法人緑会上田病院	0857-22-4319	0857-37-1882
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	0857-59-1589
鳥取生協病院(就労・就学支援を目的としたショート・ケア)	0857-24-7251	0857-26-2945
社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	0858-26-1011	0858-26-4794
医療法人養和会養和病院	0859-29-5351	0859-29-7179
医療法人勤誠会米子病院	0859-26-1611	0859-26-0801
南部町国民健康保険西伯病院	0859-66-2211	0859-66-4012

※ご利用については、主治医と相談の上、各デイ・ケア実施機関にお尋ねください。

(4) 地域活動支援センター事業

障がいのある方の、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことを目的とし、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施します。

【窓 ぐち】市町村福祉担当課

県内地域活動支援センター一覧

名 称	住 所	郵便番号	電 話 番 号 F A X 番 号
地域活動支援センター サマーハウス	鳥取市湯所町 1-131	680-0007	0857-36-1151 0857-36-1152
地域活動支援センターほっこり	鳥取市桜谷 173-21	680-0853	0857-50-0175 0857-50-0176
地域活動支援センター あかり広場	米子市皆生温泉 2-2-14	683-0001	0859-35-0505 同 上

めい 名	しょう 称	じゅう 住 所	ゆうびんばんごう 郵便番号	でん わ ばん ごう 電 話 番 号 ふあつくす ばんごう F A X 番 号	
ち い か つ ど う し え ん 地域活動支援センター	「おおぞら」	よなご し な か し ま 米子市中島	2-1-33 683-0005	0859-23-0825 同 上	
ち い か つ ど う し え ん 地域活動支援センター	せいぶ なか ま かい 西部ろうあ仲間サロン会	よなご し は た が さ き 米子市旗ヶ崎	6-15-26 683-0845	0859-57-8342 0859-57-4137	
ち い か つ ど う し え ん 地域活動支援センター	くらよし	くらよし し あ げ い ち ょう 倉吉市上井町	2-2-1 682-0022	080-8981-5086 ふあつくす F A X なし	
ゆ り は ま ち ょう し ょう 湯梨浜町障がい者	ち い か つ ど う し え ん 地域活動支援センター	とうはくぐん ゆ り は ま ち ょう と り 東伯郡湯梨浜町泊	1085-1 689-0601	0858-34-6002 0858-34-6013	
しゃ かい ふ く し ほ う じ ん ほ く え い ち ょう しゃ かい ふ く し き ょう ぎ かい 社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	ほくえい ち い か つ ど う し え ん 北栄町地域活動支援センター	あ ゆ み の 郷	とうはくぐん ほ く え い ち ょう せ と 東伯郡北栄町瀬戸	36-2 689-2205	0858-37-4522 0858-37-4532

(5) スポーツ等

障がいのある方の自立や社会生活の充実のために様々な事業が行われています。

全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、「全国身体障害者スポーツ大会」と「ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）」が合併し、「全国障害者スポーツ大会」として、年1回開催されています。

本県からも選手を派遣します。競技は、個人競技（陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ）、団体競技（ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、車いすバスケットボール、サッカー、フットソフトボール、グランドソフトボール）があります。

鳥取県身体障がい者体育大会

スポーツを通じて体力の維持及び機能の回復を図り、明朗、快活、かつ積極的な気持ち及び協調精神を養うことを目的に、年1回開催され、室内競技（団体競技）を実施します。

【対象者】 県内に在住の身体障がい者
【窓口】 鳥取県身体障害者福祉協会

とっとりけんしょう しゃ たいかいけんぜんこくしょうがいしゃ たいかいとっとりけんせんしゅせんこうかい 鳥取県障がい者スポーツ大会兼全国障害者スポーツ大会鳥取県選手選考会

まいとしおこな ぜんこくしょうがいしゃ たいかい こじんきょうぎ とっとりけんせんしゅせんこう か とっとりけんしょう
毎年行われる全国障害者スポーツ大会の個人競技鳥取県選手選考を兼ねた鳥取県障がい
しゃ たいかい かいさい
者スポーツ大会を開催します。

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会

とっとり
鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

とっとり くるま あんどこ やまいけ たいかい 鳥取さわやか車いす & 湖山池マラソン大会

くるま けんがい さんかしゃ あつ へいせいがんねんど まいとしかいさい
車いすによるロードレースで、県外からも参加者を集め、平成元年度から毎年開催され
ています。平成 20 年度より、障がいのあるなしにかかわらず、互いに理解と親睦を深め、
きょうせいしゃかい じつげん めざ たいかい かいさい
共生社会の実現を目指したマラソン大会として開催されています。(ハーフ(車いすレー
サーのみ)、10 km、5 km、3 km、1 km、くるま くるま
車いす 2 km、車いす 500m、ウォーキング 3 km)

【窓 口】 鳥取さわやか車いす & 湖山池マラソン大会実行委員会

とっとりけんしょう しゃ きょうかい
(鳥取県障がい者スポーツ協会・鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア)

とっとりけんて まつ 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り

ちてきしょう かた つど けんこうぞうしん たいりょく こうじょう はか まつ かいさい
知的障がいのある方が集い、健康増進と体力の向上を図るためスポーツ祭りが開催され
ます。

【窓 口】 鳥取県手をつなぐ育成会

しどういん はけん じぎょう パラスポーツ指導員派遣事業

しょう かた けんこうぞうしん さんか よろこ じっかん おうえん ようぼう おう
障がいのある方の健康増進やスポーツへの参加・喜びの実感を応援するため、要望に応
じて指導を行う「パラスポーツ指導員」を派遣する事業を実施しています。

だんたいとう よ はけんようぼう ちようせい たいおう か のう しゅもく しどういん はけん
団体等から寄せられた派遣要望を調整し、対応可能な種目に指導員を派遣します。

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会

とっとり
鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

とっとりけん 鳥取県あいサポート・スポーツフェスティバル

けんない しょう かた かた あつ さまざま たいけん さんかしゃどう
県内の障がいのある方もない方もお集まりいただき、様々なスポーツの体験や参加者同
し こうりゅう かいさい
士の交流ができるイベントを開催しています。

実施予定種目：卓球バレー、ポッチャ、フライングディスク、卓球、ふうせんバレー
 ボール、スポーツチャンバラ、パットゲームスター、カローリング、ボ
 ウリング、スポーツ吹き矢、輪投げ、バグゴ、ラダーゲッター、ス
 カットボール、羽根っこゲーム 等

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会
 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

スポーツ教室

東部、中部、西部の各地区で、障がいのある方に適したスポーツを紹介するスポーツ教
 室を開催しています。

【窓 口】 鳥取県障がい者スポーツ協会、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
 東部：県立鳥取産業体育館（プール）、鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア
 中部：倉吉市営温水プール、倉吉スポーツセンター
 西部：鳥取県営東山水泳場、米子サン・アビリティーズ、米子市中心身障害者福祉センター

スペシャルオリンピックス日本・鳥取

知的障がいのある方へ、オリンピックの競技種目に準じた様々なスポーツトレーニング
 とその成果を発表する場である競技会を、年間を通して提供している国際的なスポーツ団
 体で、日本では47都道府県すべてに地区組織があります。

鳥取県内では卓球（鳥取・倉吉・米子）、ボウリング（鳥取・米子）、陸上（米子）、競
 泳（米子）、バドミントン（米子）、サッカー（鳥取・倉吉）の6つの競技で活動しています。

【窓 口】 スペシャルオリンピックス日本・鳥取事務局

全日本 Challenged アクアスロン皆生大会

障がいの種別・重軽度に関わらず、誰もが参加できる大会です。毎年10月頃に米子市
 皆生市民プール、皆生プレイパーク及びその周辺で行われます。種目は、スイムとランです。
 距離に応じて「キッズコース」「チャレンジコース」「スペシャルコース」「チャンピオンコー
 ス」の4つのコースがあり、自分に合ったコースを選んで出場できます。

【対象者】 全国すべての障がい児・者（小学生以上）で、継続して運動されている方
 またはこの大会にむけて練習される方（車いすの方・歩行補助器などを使用さ
 れる方も参加可能）

【注意事項】

アスリートの方には原則、**伴走パートナー**をつけます。
 ※詳細は、**実行委員会ホームページ**をご確認ください。



ホームページ
QRコード

県内の障がい者スポーツ関係団体

団体の名称	住所	電話番号 FAX番号
一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 議会棟別館1階	0857-50-1071
特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・ 鳥取	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 議会棟別館1階	0857-30-6858
鳥取県車いすバスケットボール 協会	〒680-0921 鳥取市古海461-1 米原方	090-8999-2706
鳥取県身体障害者アーチェリー 協会	〒689-0202 鳥取市美萩野1丁目55-11 県住12-106 寺坂方	090-9064-2623
鳥取県障がい者卓球協会	〒680-1417 鳥取市桂見513-17 中村方	0857-31-3185
鳥取県サウンドテーブル テニスクラブ	〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟2階 鳥取県視覚障害者福祉協会内	0859-22-7655
鳥取県聴覚障害者 バレーボールクラブ	〒683-0008 米子市車尾南1丁目1-28 徳岡方	FAX 0859-30-2563
鳥取県障がい者水泳協会	〒683-0001 米子市皆生温泉3丁目18-3	米子市皆生市民プール 0859-34-6750
鳥取県障がい者 フライングディスク協会	〒680-0941 鳥取市湖山町北2丁目673-203 佐々木方	080-1639-3712
鳥取パラ陸上競技協会	〒683-0012 米子市八幡215-2 大森方	090-7504-2348
鳥取県障がい者 フットソフトボール協会	〒689-0206 鳥取市白兔12-1 社会福祉法人あすなろ会 松の聖母学園内	0857-59-0361

団体の名称	住所	電話番号 FAX番号
とっとりけん 鳥取県ふうせんバレーボール協会	〒683-0802 よなご しひがしふくばら すみかた 米子市東福原 8-25-18 角方	0859-34-5089
とっとりけん 鳥取県スポーツチャンバラ協会	〒680-1132 とっとり しくにやす なかしまかた 鳥取市国安 948-2 中嶋方	0857-53-0672
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者ボウリング協会	〒680-0001 とっとり しはまさか ちようめ うえたかた 鳥取市浜坂 5 丁目 1-1-104 上田方	080-1922-8812
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者ソフトボール協会	〒683-0103 よなご しとみすちよう 米子市富益町 4060 社会福祉法人 もみの木福祉会内	0859-28-8470
とっとりけんせいしんしょう 鳥取県精神障がい者バレーボール協会	〒683-0853 よなご しりょうみつやなぎ たさきかた 米子市両三柳 2680 田崎方	090-2000-4403
とっとりけんたつきゅう 鳥取県卓球バレー協会	〒680-0947 とっとり しこやまちようにし みやもとかた 鳥取市湖山町西 2-147-1 宮本方	080-1903-4745
とっとりけんえふあいでいー 鳥取県 F I D バスケットボール連盟	〒680-0801 とっとり しまつなみちよう ちようめ やすだかた 鳥取市松並町 1 丁目 406 安田方	090-6981-7633
とっとりけん 鳥取県ソーシャル フットボール協会	〒683-0841 よなご し かみごとう 米子市上後藤 3-5-1	0859-29-8899
とっとりけんしょう 鳥取県障がい者グラウンド・ ゴルフ協会	〒682-0946 くらよし しよこた ふくながかた 倉吉市横田 497 福永方	090-1359-6488
とっとりけん 鳥取県ボッチャ協会	〒683-0841 よなご し かみごとう 米子市上後藤 3-5-1	0859-29-5351
とっとりけん 鳥取県ブラインドマラソン協会 しろびーあんどうじー 白うさぎ B & G	〒682-0941 くらよし おおたに かわぐちかた 倉吉市大谷 1007-4 川口方	090-7547-3066
とっとりけんくるま 鳥取県車いす ツインバスケットボール協会	〒680-0941 とっとり しこやまちようきた ちようめ はまはしかた 鳥取市湖山町北 1 丁目 278 濱橋方	080-1903-2243
とっとりけん 鳥取県パラバドミントン協会	〒689-2212 とうはくぐんほくえいちようしもだね さいおかた 東伯郡北栄町下種 501 斎尾方	0858-37-3649
とっとりけん 鳥取県ローイング協会	〒683-0826 よなご しにしまち 米子市西町 133-1 とっとりけんりつよなごていこない 鳥取県立米子艇庫内	0859-21-2157
とっとりけん えふあいでいー 鳥取県 F I D フットボール連盟	〒680-0911 とっとり しちよみ ちようめ 鳥取市千代水 1 丁目 11-2	0857-23-5445
とっとりけん 鳥取県パラ・ パワーリフティング CLUB	〒682-0923 くらよし し かもがわちよう 倉吉市鴨川町 107-1 しえいかもがわじゆうたく ぎょう もりしげかた 市営鴨川住宅 115 号 森繁方	090-2295-0278

啓発その他

あいサポート・アートとっとり展

- 開催内容 障がいのある方による作品の展示や応募作品の審査・表彰を行っています。

【窓 口】 県障がい福祉課

あいサポート・アートとっとり祭

- 開催内容 障がいのある方が取り組む音楽やダンスなどの発表や障がい者アートに触れることができる体験コーナーなどを実施します。

【窓 口】 県障がい福祉課

体験作文・ポスターの募集

毎年、小学生以上を対象として、障がいのある方とのふれあいをテーマとした作文とポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っています。

【窓 口】 県障がい福祉課

(6) 選挙等

代理投票制度

心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方が、投票所（期日前投票所を含む）や不在者投票記載所の投票管理者に申請し、投票管理者の定めた補助者に投票の記載をさせることができる制度です。

【対象者】 心身の故障その他の事由により、投票用紙に自書できない方。

【問合せ先】 各市町村選挙管理委員会

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の対象者に該当する方は郵便等による不在者投票をすることができます。

【対象者】

身体障害者手帳

- 両下肢、体幹、移動機能の障がい… 1級、2級

- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい… 1級、3級
- ・免疫、肝臓の障がい… 1級、2級、3級

戦傷病者手帳

- ・両下肢、体幹の障がい…特別項症、第1項症、第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい…特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

介護保険の被保険者証

- ・要介護状態区分…要介護5

【窓 口】 各市町村選挙管理委員会

郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ次の対象者に該当する方は、あらかじめ市町村選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票の記載をさせることができます。

【対象者】

身体障害者手帳

- ・上肢、視覚の障がい… 1級

戦傷病者手帳

- ・上肢、視覚の障がい…特別項症、第1項症、第2項症

【注意事項】

- ・代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続きと代理記載人となるべき者の届出の手続きが必要です。
- ・詳しくは、最寄りの選挙管理委員会へお問い合わせください。

【窓 口】 各市町村選挙管理委員会

点字版・音声版「選挙のお知らせ」の配布

国政選挙と県の選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープまたはDAISYで提供します。

【対象者】 視覚障がいのある方など。

【問合せ先】 鳥取県ライトハウス点字図書館

けいさつ きんきゅうつうほう 警察への緊急通報

ちょうかく はつわ こんなん かた とっとりけんない じけん じこ あ とき けいさつ きんきゅうつうほう
聴覚や発話に困難のある方が鳥取県内で事件や事故に遭った時などの警察への緊急通報は、

- 110番アプリシステム
- 電話リレーサービス
- メール110番 (tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp)
- ファクシミリ110番 (0120-857-110)

で受け付けています。

110番アプリシステムは、事前にスマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、登録することで利用することができます。

電話リレーサービスは、事前に日本財団電話リレーサービスのホームページから登録することで利用することができます。

【対象者】 聴覚や発話に困難がある方

【注意事項】

- メール110番及びファクシミリ110番は、鳥取県内の事件・事故のみが対象となります。

- 緊急でない相談や要望は、ご家族等を介して、管轄する警察署や交番等にご相談ください。

【問合せ先】 鳥取県警察本部生活安全部通信指令課



6 しせつりよう かん 施設利用に関すること

(1) てんじ としよかん 点字図書館

点字図書やテープ図書・デイジー図書等を保有している図書館で、視覚障がいのある方などを対象に閲覧・貸出業務を行っています。点字や録音テープ・デイジーによる出版物等の製作も行っています。また、安全に歩くための訓練、点字の習得訓練、パソコン等情報機器の講習といった各種リハビリテーション、生活についてのいろいろな相談や便利な道具の紹介を行っています。

【対象施設】 鳥取県ライトハウス点字図書館 ☎ 0859-22-7655

※ 203 ページ「その他身体障がい者関係施設」に施設の一覧表があります。

(2) もうじん 盲人ホーム

あんまなどの免許をお持ちの視覚障がいのある方で、自営も雇用もされていない方に、自立に向けて技術指導や働く場を提供するための施設です。

【対象施設】 鳥取県ライトハウス盲人ホーム ☎ 0859-22-6400

※ 203 ページ「その他身体障がい者関係施設」に施設の一覧表があります。

(3) しんしんしょうがいしゃふくし 心身障害者福祉センター

心身障がいのある方の機能訓練や、教養の向上・社会との交流の促進のための活動、各種相談等を行っています。

【対象施設】 米子市心身障害者福祉センター ☎ 0859-32-9001

FAX 0859-35-6577

(4) とっとりけんりつ としよかん 鳥取県立図書館

活字が読みにくい、耳が聞こえにくい、歩行困難で外出しづらい等、図書館の利用が困難な方へ「はーとふるサービス」を行っています。例えば、郵送貸出・対面音訳・バス停からの送迎サービス等を行っています。貸出できる資料には、大活字本・ＬＬブック（注１）

朗読CD・デージー図書（注2）・バリアフリーDVD（注3）・布絵本・点字資料・手話
 関連資料等があり、拡大読書器やプレクストーク（注4）などの読書を支援する機器もあ
 わせてご利用いただくことができます。このような資料を集めて展示している「はーとふ
 るサービスコーナー」「みんなの手話コーナー」もあります。

【対象者】 身体等に障がいのある方や、そのほか図書館の利用が困難な方。

※条件や手続きなどくわしくはお問い合わせください。

【窓口】 鳥取県立図書館

☎ 0857-26-8155 FAX 0857-22-2996

E-mail: toshokan@pref.tottori.lg.jp

【その他】 図書館のカードをお持ちの方なら、どこからでもお手持ちのパソコンやスマー
 トフォンで簡単にアクセスできる電子書籍サービスもご利用いただけます。

注1) Lしブック

やさしいことばや文章、写真やイラスト、絵文字を使い、わかりやすく読みやすいように
 工夫された図書。

注2) デージー図書

視覚障がいなど墨字の印刷物を読むことが困難な方のためのデジタル録音図書。目次から
 読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができたり、音声にテキストや画像を同期させ
 たりすることができます。

注3) バリアフリーDVD

視覚や聴覚に障がいのある方が楽しめるよう、日本映画にも字幕がついており、セリフの
 合間にはその場面を説明する音声ガイドが入っている。

注4) プレクストーク

デージー図書を再生したり、録音したりすることができる卓上型の機器。

(5) 倉吉市立図書館

視覚に障がいのある方、寝たきりや上肢に障がいがあるなどの理由により読書に困難さ
 がある方に、点字資料・録音図書をはじめとしたデージー資料・わかりやすい言葉とイラ
 ストで作られたLしブック・大きな活字で読みやすい大活字本などの貸出を行っていま
 す。郵送での利用をご希望の方はご相談ください。拡大読書器やリーディングトラッカー
 の設置、対面音訳など読書の支援も行っております。聴覚に障がいのある方は、職員が筆
 談いたします。どのようなことでも、お気軽に職員へご相談ください。

【対象者】 図書館の利用が困難な方

ゆーでいー (6) とっとりUDマップ

「とっとりUDマップ」は、バリアフリー整備された施設の情報を電子地図上で提供するマップシステムです。車いす使用者用駐車施設、バリアフリースイレ、出入口段差の有無等の情報を用途や利用者条件と組み合わせると簡単に検索ができ、経路案内機能を備えるとともに、子育て世帯、高齢者、障がい者が利用できる優待・割引の情報もバリアフリー情報と一緒に提供しています。

【対象者】 障がい者、高齢者、子育て世帯、外国人

【窓口】 鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 建築指導室

【利用方法】

○公式LINEから閲覧する場合

- ①とっとりUDマップ公式LINEのQRコードからお友達登録。
- ②公式LINEのトーク画面から、「とっとりUDマップ」をタップすると、マップの検索画面が開きます。

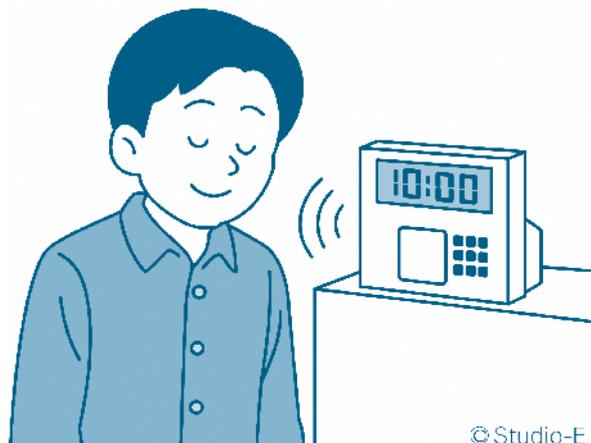
○インターネットから閲覧する場合

- ①インターネット検索画面で「とっとりUDマップ」と入力。
- ②ブラウザ上でマップの検索画面にアクセスできます。

(ホームページ <https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/>)



とっとりUDマップ
公式LINE



©Studio-E

7 さいがい じ たいおう 災害時の対応について

さいがい じ たいおう 災害時の対応

じしん つなみ さいがい たいふう おおあめ ふうすうがい としゃさいがい さいがい はっ
地震や津波による災害、台風や大雨による風水害、土砂災害など、災害はいつでもどこで発
せい
生するか予測がつきにくいものです。

じぶん す ちいき そな さいがい し とき こま
自分が住んでいる地域で備えておくべき災害を知ること、いざという時に困らないよう
に「災害が発生した時にどうするか」ということを日頃から考え、災害への備えをしてお
くとともに、まんいちさいがい ほっせい ば あい じんそく てきせつ み あんぜん かく ほ
万が一災害が発生した場合には、迅速かつ適切に身の安全を確保することが大
せつ
切です。

さいがい そな 災害への備え

へいせい ねん がつ ほっせい ひがしにほんだいにしんさい こうはん い だいき ほ さいがい ほっせい
平成23年3月に発生した東日本大震災のように広範囲にわたる大規模災害が発生した
ば あい こうてき きかん き のう ていたいある ま ひ こうてき きかん きゅうじょかつどう
場合には、公的機関の機能が停滞或いは麻痺してしまうため、公的機関による救助活動
(「公助」)は期待できません。

さいがい ひがい さいしやうげん じぶん かい じぶんじしん まも じじょ ちいき
災害による被害を最小限にするために、自分のことは自分自身で守る「自助」と、地域
たが たが ささ あ きょうじょ そな
でお互いに支え合う「共助」の備えをしておきましょう。

となりきんじょ しやう しゃだんたいとう れんけい ○隣近所や障がい者団体等との連携

(自己アピール、在宅支援のためのネットワークへの参加)

さいがい じ きゅうしゅつ きゅうご おお ちから ちいき じゅうみんどうし たす あ
災害時の救出・救護などに大きな力となるのは、地域の住民同士による助け合い、つま
り「共助」です。日頃から地域とのふれあいを持つように心掛けることや、自主防災組織
きょうじょ ひごろ ちいき も ころが じしゅうほうさいそしき
や消防団、隣近所の人などに必要な支援を依頼しておくことが重要です。

また、各地域の様々な組織(ボランティアグループ)や団体とは日頃から積極的に交流
さいがい じ きょうりょく え かんきょう とどの
し、災害時の協力が得られやすい環境を整えておきましょう。

※各障がい者団体については、p171～p176をご覧ください。

きんきょうれんらくじこう えんじょ ひつよう じこう せいり ○緊急連絡事項や援助が必要な事項の整理

さいがい じ じぶん のぞ たいおう ひつよう えんじょ あいて りかい
災害時に自分が望む対応、必要とする援助、相手に理解してほしいことなどについて、
ひごろ
日頃からまとめておき、ヘルプマークやヘルプカードなどに必要な情報を書き込んでおき
ましょう。また、ふえ やブザー、スマートフォン、ヘルプマーク等、自分が助けを求めたり、
あんぜん かく ほ ひつよう み
安全を確保するために必要なものを身につけるようにしましょう。

※ヘルプマークについては、p143～p144をご覧ください。

○避難場所や避難経路の確認

災害の種類や避難時の季節・時間帯によって、適切な避難場所や避難経路、避難方法が異なります。

例えば、津波から避難するには、海沿いや河口付近の川沿いを通ることを避けながら、海から離れた高い場所に逃げる必要があります。

各市町村や地域が実施する防災訓練に積極的に参加することや、実際に避難場所まで移動して危険箇所を確認することなどが大切です。

なお、災害時には市町村が「福祉避難所」を開設する場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○居住地のハザードの確認及びマイ・タイムラインの作成

災害に備え、お住いの地域や職場周辺でどのような災害が起きる可能性があるのか、「ハザードマップ」(洪水・土砂災害・地震・津波など想定される自然災害リスクを分かりやすく表現した地図)等であらかじめ確認しておきましょう。

また、災害時に適時・適切な避難行動がとれるよう、スマートフォンアプリ等を利用して「マイ・タイムライン」(自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理したもの)を作成するなど、どのタイミングでどの様な行動が必要かを考えておくことも大切です。

○非常用持出品の準備

緊急に避難しなければならない場合に備えて、非常用持出品を準備しておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

非常用持出品は、目安として3日間程度を自足するための物品が必要です。避難時に運べる重さになっているか、実際に非常持出品を持って避難場所まで移動してみるとよいでしょう。

持出品リスト (例)

食料・飲料、避難用具(懐中電灯、ろうそく、ライター、軍手、携帯ラジオなど)、生活用品(タオル、ポリ袋、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、レジャーシート、はさみ、ガムテープ、マジック、ブランケット、簡易トイレ、小銭など)、救急用具(ガーゼ、絆創膏、包帯、薬など)、衛生用品(消毒液、マスク、体温計など)

これらは一般的な持出品ですが、障がいの特性に応じた適切な準備が必要となります。普段服用している薬(3日分程度)や必要な衛生用品などがあれば持出品のリストに加えておきましょう。

○家具の転倒防止対策

地震が発生したときは家具の転倒や落下物による怪我が多く発生します。特に高層マンション等の高層階においては、家具の転倒・落下に加え「移動」が多く発生します。普段から、家具の転倒・落下・移動防止対策に努めましょう。

○家族等との連絡方法

災害時におけるご家族や支援者との連絡方法などを決めておきましょう。自分の安否を伝えたいときなどの連絡手段として災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の災害用伝言板が便利です。

また、こうしたサービスは定期的に体験利用期間が設けられているので、実際に体験利用をしてみると、いざという時に役立ちます。

○自ら避難をすることが困難な方への取組

各市町村では、災害時における障がい者、高齢者など、避難に支援が必要な人への対策として、対象者の名簿整備、具体的な避難支援方法の相談、関係団体との連携強化、避難訓練の実施などの取組を進めています。

これらの対策を円滑に進めるにあたっては、市町村が作成する対象者の情報が支援者（消防団、自主防災組織、民生・児童委員など）へ提供されることに同意したり、地域で作成される「支え愛マップ」づくりに参加して地域の皆が安全に避難できる仕組みづくりを進めるなど、支援を受ける側としても平時から体制構築に積極的に取り組んでいくことが大切です。

【窓 口】 各市町村防災担当課又は福祉担当課

防災・災害情報の取得

災害による被害から確実に身の安全を守るためには、一人ひとりが防災・災害等に関する情報を的確に把握し、状況に応じた適切な行動をとることが不可欠です。

いつ、どのような場所でも必要な情報が得られるよう、様々な方法で情報を入手できるようにしておきましょう。

○あんしんトリピーメール

登録することで、鳥取県内の安心・安全情報がメールで配信されます。

【配信される情報】（欲しい情報が選べます。）

- 気象警報、注意報
- 地震情報（震度3以上）

- 津波情報
- 避難情報（避難指示など）
- 公共交通情報
- 生活・健康情報
- 防犯情報 など

【登録できる人】

- 携帯電話、スマートフォン、パソコンなど、電子メールアドレスがあれば誰でも登録できます。
- 利用登録は無料ですが、メール送受信等の通信料は利用者の負担です。

【登録方法】

- ①登録用アドレス（e-tottori-safe@xpressmail.jp）に件名・本文を入力せずにメールを送信します（機種によっては、件名や本文入力が必要）。
- ②返信メールに記載されたアドレスに接続します。
- ③各項目を入力し「次へ」をクリックします。
- ④全項目の入力を終えたら、入力内容を確認し、「登録」をクリックして完了です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機対策・情報課 災害情報センター

☎ 0857-26-7950 FAX 0857-26-8137

E-mail : kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/toripymail/>

○鳥取県防災情報ポータルサイト

防災情報、気象情報、道路・河川のライブカメラ、河川水位、ダム水位、雨量、積雪深などを確認できます。

【サイトの特徴】

- 気象情報などの防災情報を地図上で重ね合わせて表示できます。
- あんしんトリピーメールで配信済の防災情報を確認できます。
- アクセスが集中したときでもつながりやすいようシステムを強化しています。

ホームページ <https://tori-bousai.jp/>

【対象者】 パソコン、スマートフォンなどから誰でも閲覧できます。

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機対策・情報課 災害情報センター

☎ 0857-26-7950 FAX 0857-26-8137

【注意事項】

ウェブサイトの閲覧は無料ですが、所定のポケット通信料が発生します。

とっとりけんぼうさい ○鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーナビ」

スマートフォン向けの便利な防災アプリを、多言語で提供しています。

【アプリの機能】

- 日本語に加え、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語の9外国語に対応しています。
- OSの設定言語に応じて画面表示が切り替わります。
- 「あんしんトリピーメール」の配信メールをプッシュ通知でお知らせ
- 付近の避難所への自動経路案内表示や防災ライブカメラ（道路・河川）実況画像の閲覧が可能
- 鳥取県防災情報ポータルサイトを表示
- 防災リンクからとりネット鳥取県の危機管理サイトや各市町村ハザードマップへのリンク集、関連情報WEBサイト、SNSページ等へのリンク先を表示

【対象者】

スマートフォンをお持ちの方であれば誰でもダウンロード、利用が可能です。

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機対策・情報課 災害情報センター

☎ 0857-26-7950 FAX 0857-26-8137

【注意事項】

アプリのダウンロード及び利用は無料ですが、所定のポケット通信料が発生します。

〔ダウンロード案内〕 <https://www.pref.tottori.lg.jp/toripynavi/>

○耳で聴くハザードマップ

スマートフォンのアプリにより、音声でハザードマップの浸水深や土砂災害の危険性などの災害リスクを確認できる「耳で聴くハザードマップ」を鳥取県内で利用できます。

【入手できる主な情報】

- 現在地や任意の場所のハザードリスク（洪水、土砂災害、津波）読み上げ
- 現在地からの最寄りの緊急避難場所の表示、その地点までの方向と音声誘導
- 現在地や任意の場所の気象情報（注意報・警報、天気予報等）の読み上げ

【利用方法】

スマートフォンアプリ「Uni-Voice Blind」をインストールすれば誰でも無料で利用できます。（アプリのダウンロードや利用に伴う通信料は利用者でご負担ください。）

【問合せ先】 鳥取県危機管理部危機管理政策課

☎ 0857-26-7584 FAX 0857-26-8137

E-mail : kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

【注意事項】

アプリのダウンロード及び利用は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

とっ き じ こ う
【特記事項】

くわ ないよう けん う えぶ
詳しい内容は県の Web サイトをご覧ください。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/322388.htm>

じ ち たい ひ なんじょうほう
○自治体による避難情報など

てきじ てきせつ ひ なん おこな
適時・適切な避難を行うためには、市町村から出される避難情報について注意するとともに、その情報の意味を正しく理解し、適切な判断・行動をすることが大切です

<p>こうれいしゃとう ひ なん 高齢者等避難</p> <p>けいかい (警戒レベル 3)</p>	<p>さいがい じょうきょう ○災害のおそれのある状況です。</p> <p>ようし えんしゃとう ひ なん し えん ひつよう ひと とく ひ なんこうどう じかん よう かた ○要支援者等、避難に支援が必要な人、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階です。</p> <p>ようし えんしゃとう とく ひ なんこうどう じかん よう かた ひ なん ばしよ ひ なんこうどう ○要支援者等、特に避難行動に時間を要する方は、避難場所への避難行動を開始してください。(避難支援者は支援行動を開始してください。)</p> <p>○その他の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。</p>
<p>ひ なん し じ 避難指示</p> <p>けいかい (警戒レベル 4)</p>	<p>さいがい たか じょうきょう ○災害のおそれが高い状況です。</p> <p>つうじょう ひ なんこうどう かた ひ なんこうどう かいし だんかい ○通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階です。</p> <p>つうじょう ひ なんこうどう かた ひ なん ばしよとう ひ なんこうどう かいし ○通常の避難行動ができる方は、避難場所等への避難行動を開始してください。</p> <p>ひ なん ばしよとう ひ なん きけん ばあい じぜん さく たと いえ なか ○避難場所等への避難が危険な場合は次善の策として、例えば家の中で2階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。</p>
<p>きん きゅう あん ぜん かく ほ 緊急安全確保</p> <p>けいかい (警戒レベル 5)</p>	<p>さいがいはつせいまた せつぱく じょうきょう ○災害発生又は切迫している状況です。</p> <p>ひ なん し じとう ほつれいご ひ なんちゅう じゅうみん かくじつ ひ なんこうどう ただ かんりょう ○避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させてください。</p> <p>いま ひ なん たいしやうじゅうみん いとま ばあい たと いえ なか ○未だ避難していない対象住民は、その暇がない場合は、例えば家の中で2階以上で斜面や川の反対側など、より安全な場所へ移動するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。</p>

障がい者の特性に応じた災害対応マニュアル

災害時においても障がいの特性に応じた対応が必要です。

各障がい者団体が災害対応マニュアルを作成していますので、参考にしてください。

団体	ホームページのアドレス (URL)
一般財団法人全日本ろうあ連盟	https://www.jfd.or.jp/tohoku-eq2011/shelter-support
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合	http://nichimou.org/legal-system-documentation/#1205bousai
公益社団法人日本てんかん協会	https://www.jea-net.jp/useful
一般社団法人日本自閉症協会	https://www.autism.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/honninyou2012.pdf https://www.autism.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/siensayou2012.pdf
公益社団法人日本オストミー協会	https://www.joa-net.org/howto/disaster/

耳の不自由な方に緊急時の避難を呼び掛ける「防災サイン」

鳥取県では「支え愛」による地域防災力の強化を図るため、防災サインの普及を進めています。

防災サインとは、手話とジェスチャーを組み合わせた視覚的な情報伝達手段です。

防災サインを使うことにより、災害発生時などの緊急時に耳の不自由な方に対して即座に避難を呼び掛けることができます。

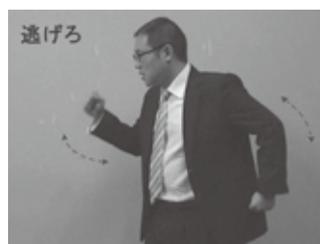
鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/266819.htm>) から防災サインの基本単語や活用例を紹介した動画やプリントをご覧いただけますので、防災学習や避難訓練などにご活用ください。

<防災サインの活用例>

「避難所」と「逃げろ」の基本単語を組み合わせ、「避難所へ逃げろ」と伝えます。



避難所の方向を指
差して「避難所」
と言う



走るイメージ
(両手を前後に早く
動かす)

鳥取県が普及を進めている防災サインは、千代川流域の自治体等で構成される千代川流域圏会議が水害から被害者をなくすための取組の一環として、公益社団法人鳥取県聴覚協会障がい者や地域の手話サークル等の協力を得て作成したものです。

【問合せ先】 鳥取県県土整備部河川港湾局河川課

☎ 0857-26-7386 FAX 0857-26-8132

E-mail : kasen@pref.tottori.lg.jp

Net119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方々が、自宅以外でも消防への通報を可能とするシステムです。このシステムは、スマートフォン等のアプリから「救急」「火事」の別を選んで発信すれば管轄消防本部に繋がる仕組みです。

【対象者】

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある方を対象とします。（事前登録が必要です。）

【問合せ先】 最寄りの消防局にお問合せください。

	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
鳥取県東部広域 行政管理組合消防局	0857-23-0119	0857-26-9406	shirei@tottori-tobushobo.jp
鳥取中部ふるさと広域 連合消防局	0858-29-5124	0858-29-7751	fd-shirei@tottori-chubu.jp
鳥取県西部広域 行政管理組合消防局	0859-35-1960	0859-35-1964	shireika@tottori-seibukoiki.jp

医療的ケアを必要とする方のための災害時でも使える対応ノート

医療的ケアを必要とする方が、災害に対応するために、必要な情報、物品、連絡先などを事前に支援者と一緒に記入し、事前の備えをしていただくためのノートです。

【対象者】 日常的に医療的ケアを必要とする方

【記載内容】 関係機関の連絡先、基礎情報、医療的ケアの内容、必要物品、避難先情報等

【ダウンロード】 鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/303080.htm>

【窓口】 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 ☎ 0857-26-7865

8 ねんきん きゅうふきん てあて 年金・給付金・手当について

障がいのある方やそのご家族の負担の軽減や生活の安定のために、年金・給付金・手当等の制度があります。

(1) ねんきん 年金

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金

たいしょうしゃ 【対象者】

- 障害認定日（病気やけがにより初めて診察を受けた日から1年6月を経過した日、またはその期間中で障がいの状態が固定した日）に国民年金法に定める障がいの程度に該当する方、または障害認定日以後65歳になるまでの間に障がいがおもくなって該当するようになった方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上である方が対象となります。

また、令和18年3月31日までに初診日のある傷病による障がいのある方については、この要件は満たされなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合には対象となります。

- 20歳前日初診日のある傷病による障がいのある方については、国民年金法に定める障がいの程度に該当すれば、保険料納付要件に関わりなく20歳から支給されます。

【年金額】 1級：年額1,039,625円、2級：年額831,700円（令和7年4月現在の金額です。）

S31.4.1以前に生まれた方 1級：1,036,625円、2級：829,300円

※物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅういじこう 【注意事項】

- 身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されますので、障害基礎年金の1～2級は身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。
- 障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障がいの程度を認定し年金額が改定されます。

また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がいにより、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

【窓 口】 まど ぐち しちょうそんこくみんねんきんたんとう か
市町村国民年金担当課

ねんきん じ むしよ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん き こう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

しょうがいこうせいねんきん
障害厚生年金

たい しょう しゃ
【対象者】

しょうがい の げんいん となつた びょうき や けが の しょしん び に おいて こうせいねんきん ほけん ひ ほけんしゃ かた
障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者である方
で、 しょうがい にんてい び しょう がい の ていど しょうがい き そねんきん 1 ～ 2 級 または こうせいねんきん ほけんほう さだ
障害認定日の障がいの程度が障害基礎年金の1～2級または厚生年金保険法で定める
しょうがいていど 3 級 に 該当する方。

ねん きん がく
【年金額】

- ・ 年金を受ける方の障がいの程度、平均標準報酬及び被保険者期間に応じて算定されます。
- ・ 障害程度が1～2級に該当する場合は、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ・ 物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅうい じ こ う
【注意事項】

- ・ 障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・ 障がい程度が3級に満たない方で一定程度以上の障がいのある方に対しては、障害手当金（一時金）が支給されます。
- ・ 障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障がいの程度を認定し年金額が改定されます。

また、しょうがい き そねんきん しょうがいこうせいねんきん う かけている方が、さらに べつ びょうき しょう
また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がい
により、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、
ぜんご しょう しょう がい の ていど にんてい ひとつ しょうがい き そねんきん しょうがいこうせいねんきん
前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が
支給されます。

【窓 口】 まど ぐち ねんきん じ むしよ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん き こう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんそうだん てつづ さい よ やくそうだん
 年金相談・お手続きの際は **予約相談** をご利用ください。

よ やくそうだん げつようび
予約相談の 9:00~19:00 (月曜日)
 げつようび しゅくじつ ぼあい よくじつい こう
 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
 じっし じ かんたい か きんようび
実施時間帯 9:00~17:15 (火~金曜日)
 かいしょ びしょにち よやくそうだん
 開所日初日に19:00まで予約相談を
 だいい どようび じっし
 10:00~16:00 (第2土曜日) 実施しています。

よやく もう こ よやくうけつけせんようでんわ
 予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！ **0570-05-4890**

よやくうけつけ じ かん げつ きん へいじつ
 <予約受付時間> 月~金 (平日) 8:30~17:15

(2) 給付金

特別障害給付金

こくみんねんきん にんい かじゅう きかん かじゅう
 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有し
 ていない障がいのある方に対して給付金が支給される制度です。

【対象者】

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1～2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

【支給金額】

とくべつしょうがいきゅう ふ きん きゅう そうどう かた げつがく えん
 特別障害給付金 1級に相当する方：月額 56,850 円
 きゅう そうどう かた げつがく えん
 2級に相当する方：月額 45,480 円
 しきゅうきんがく れいわ ねん がつげんざい きんがく
 （支給金額は、令和7年4月現在の金額です。）

ぶつ か ちんぎん へんどう おう まいとし み なお おこな
 物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

※障害者手帳の等級とは異なります。

【注意事項】

- ご本人の所得等に応じた支給制限があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引い

た額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)

障害年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 障害基礎年金※1を受けている。
- ② 前年の所得額※2が「4,721,000円＋扶養家族の数×38万円※3」以下である。
 - ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
 - ※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - ※3 同一生計配偶者の内70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養家族の場合は63万円となります。

【支給金額】

障害者年金が1級の方：月額6,813円
 障害者年金が2級の方：月額5,450円
 (支給金額は、令和7年4月現在の金額です。)

【窓口】

市町村年金担当課

年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

(3) 手当

特別障害者手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。

【金額】

月額29,590円(2、5、8、11月に支給)
 (支給金額は、令和7年4月1日現在の金額です。)

ちゅういじこう
【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
※障がいの程度によって認定されない場合があります。
- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 施設に入所している方、病院や診療所に3か月以上入院している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

まどぐち しちょうそんふくしたんとうか
【窓口】 市町村福祉担当課

みささちやう ちゅうぶ そうごうじ むしょ だいせんちやう せいぶ そうごうじ むしょ かくけんみんふくしきょく
三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

たいしょうしゃ
【対象者】

じゅうど しょう じやうせいかつ じやうじ かいご ひつよう さいみまん ざいたく かた
重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方。

きん かく げつがく えん
【金額】 月額 16,100 円 (2、5、8、11月に支給)

しきゅうきんがく れいわ ねん がつ ついたちげんざい きんがく
(支給金額は、令和7年4月1日現在の金額です。)

ちゅういじこう
【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
※障がいの程度によって認定されない場合があります。
- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 障がいを支給事由とする年金を受給している方や、施設に入所している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

まどぐち しちょうそんふくしたんとうか
【窓口】 市町村福祉担当課

みささちやう ちゅうぶ そうごうじ むしょ だいせんちやう せいぶ そうごうじ むしょ かくけんみんふくしきょく
三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

じどうふようてあて
児童扶養手当

たいしょうしゃ
【対象者】

りこん ちちおや ははおや せいけい おな ちちおや ははおや
離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていないかあるいは父親または母親が
じゅうどしょう かた ばあい さい たんじやうび ぜんじつ そく ねん どまつ いってい しょう
重度障がいのある方である場合に、18歳の誕生日の前日の属する年度末まで(一定の障
がいの状態がある場合には、20歳未満)の児童を扶養している方。

きん かく げつがく えん しきゅうきんがく れいわ ねん がつげんざい きんがく
【金額】 月額 46,690 円 (支給金額は、令和7年4月現在の金額です。)

しょうとく おう さいだい ふたり めい こうひとり あ えん かさん
所得に応じて最大で2人目以降1人当たり11,030円を加算

ちゅういじこう
【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 児童が施設に入所している場合は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県家庭支援課

心身障害者扶養共済制度

障がい児者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児者に年金が支給される制度です。

【対象者】

加入者：65歳未満で健康な方。

障がい児（者）：1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方。

【金額】

掛金：保護者の加入時の年齢により異なります。

年金額：1口につき月額20,000円（2口まで加入可）

【注意事項】 所得等によって、掛金が減額・免除される場合があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

特別児童扶養手当

【対象者】

身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。

【金額】 1級：月額56,800円、2級：月額37,830円（4、8、11月に支給）

（支給金額は、令和7年4月1日現在の金額です。）

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 児童が施設に入所している場合は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

9 めんじょ わりびき 免除・割引について

しょう 障がいのある方の生活の安定と負担の軽減のために、さまざま めんじょ わりびきとう 様々な免除・割引等があります。

(1) ぜいきん げんめんとく 税金の減免等

ぜい 税の種類	ない 内容	きん 金額等	まど 窓口
しょ 所得 税	ほんにん 配偶者控除の対象となる配偶者、又は扶養控除の対象となる親族が障がいのある方である場合	しょとくこうじょ (所得控除) しょうがいしゃこうじょ 障害者控除 27 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ 特別障害者控除 40 万円 (それぞれ1人につき)	ぜい 税 務 署
しょうがくちよちくとう 少額貯蓄等の りしとう 利子等に関する ぜい 税 (いってい てつぎ 一定の手続が ひつよう 必要となります)	しんたいしょうがいしゃ てちよう 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等が預貯金等をしている場合 (注1)	マル優、特別マル優それぞれ につき元金 350 万円までの 預貯金等の利子等が非課税	ぜい 税 務 署 きん 融 機 関
こ 個人 住民 税	ほんにん 配偶者控除の対象となる配偶者、又は扶養控除の対象となる親族が障がいのある方である場合	しょとくこうじょ (所得控除) しょうがいしゃこうじょ 障害者控除 26 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ 特別障害者控除 30 万円 (それぞれ1人につき)	し 市 町 村 の ぜい 税 務 担 当 課
こ 個人 事業 税	じゅうど 重度の視覚障がいのある方(両眼の矯正視力が0.06以下の方)があんま・はり等の事業を行う場合	ひ 非 課 税	けん 県 税 事 務 所
そう 相続 税	ほうていそうぞくにん 法定相続人である障がいのある方が、相続により財産を取得した場合	85 歳に達するまでの年数に 対し、次の金額を乗じた額 (税額控除) しょうがいしゃこうじょ 障害者控除 10 万円 とくべつしょうがいしゃこうじょ 特別障害者控除 20 万円	ぜい 税 務 署
そう 贈 与 税	せいしんしょう 精神障がい、又は特別障がいのある方が贈与により信託受益権を取得した場合	しんたくかいしゃ 信託会社に委託する場合は一 定条件のもとに次の価額まで は非課税 せいしんしょう 精神障がいのある方 3 千万円 とくべつしょう 特別障がいのある方 6 千万円	ぜい 税 務 署

税の種類	内 容	金 額 等	まど 窓 ぐち 口
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 (注5)	自動車・軽自動車を取得する場合 (注2)	250万円に税率を乗じた額を限度に減免	東部県税事務所
自動車税種別割 (注5)	一定程度以上の障がいのある方等が	45,000円を上限として減免。障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、障がいのある方が利用する場合に限り。 (注3)	県 税 事 務 所
軽自動車税種別割 (注5)	軽自動車を所有する場合 (注4)	全 額 減 免	市 町 村 の 税 務 担 当 課

注1) 預貯金等の預け入れの際、障がいのある方であることを証明する一定の書類を金融機関に提出することが必要です。

郵便貯金利子の非課税制度は平成19年10月1日以降廃止されました。なお、廃止前に非課税の適用を受けて預け入れされた郵便貯金利子は引き続き非課税制度が適用されます。

注2) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免については、障がいの種類に応じて、対象となる障がいの程度(等級)が定められています。また、普通自動車または軽自動車の登録(新規・移転・変更)を伴うときは、登録時に申請することが必要です。

障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、「生計同一証明書」等が必要となります。

注3) 障がいのある方と生計を一つにする方等が運転する場合は、その使用目的が心身に障がい等のある方の通院・通所・通学・生業・その他日常生活における移動である場合に対象となります。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

注4) 軽自動車税種別割の減免については、各市町村の条例によって定められています。

詳しくは、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

注5) 令和元年10月から自動車税・軽自動車税はそれぞれの種別割に、自動車取得税は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割に移行しました。

	機 関	管轄区域	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
県	鳥取県東部 県税事務所	鳥取市、岩美郡、 八頭郡	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 (東部庁舎内)	0857-20-3520 0857-20-3519
	鳥取県中部 県税事務所	倉吉市、東伯郡	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3102 0858-23-3118
	鳥取県西部 県税事務所	米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	〒683-0823 米子市加茂町1丁目1番地 (米子市役所本庁舎内)	0859-31-9601 0859-31-9613
	鳥取県西部県税 事務所日野支所	日野郡	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2083 0859-72-2072
	鳥取県税務課	県内	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7051 0857-26-7087
国	鳥取税務署	鳥取市、岩美郡、 八頭郡	〒680-8541 鳥取市富安2丁目89-4 (鳥取第1地方合同庁舎)	0857-22-2141 ——
	倉吉税務署	倉吉市、東伯郡	〒682-8522 倉吉市上井587-1	0858-26-2721 ——
	米子税務署	米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	〒683-8691 米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎)	0859-32-4121 ——

(2) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、普通自動車運転免許を取得するのに必要とした経費の一部を助成します。

【対象者】

免許を取得することによって就職等社会活動への参加効果があると認められる方。

【注意事項】 免許取得後（1年以内）の申請に限ります。

【窓口】 市町村役場（事業を実施していない市町村もあります。）

(3) JR・智頭急行・若桜鉄道等旅客運賃

【対象者】

- 『第1種』の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
介護者とともに乗車される場合に、ご本人及び同行の介護者（1名まで）について普通乗車券（単独で乗車される場合は、片道の営業キロが100 kmを超える場合に限り）、定期乗車券（小児定期乗車券は割引対象外です）、普通回数乗車券、普通急行券が5割引（片道ずつ）になります。
- 『第2種』の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
片道の営業キロが100 kmを超える場合、ご本人のみ普通乗車券が5割引（片道ずつ）になります。

※ご本人が12歳未満の場合に限って、介護者の通勤定期乗車券が5割引になります。
（小児定期乗車券は割引対象外です。）

※『第1種』、『第2種』の手帳をお持ちの方で若桜鉄道線内ご乗車の場合は利用距離の制限はありません。

※智頭急行線内でのご乗車の場合、普通回数乗車券、特殊回数乗車券が5割引になります。
下記につきましても割引を設定しています。

- 「第1級」精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ご本人及び同行の介護者
- 「第2級」「第3級」精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【注意事項】

- 特急券は割引対象外です。
- JRと連絡会社（智頭急行など）を連続して利用する場合、JRと連絡会社の鉄道を通じて、片道の営業キロが100 kmを超えていれば、割引となります。
- 若桜鉄道が販売できる切符のエリアは100 km未満です。（西は倉吉駅、東は浜坂駅、南は智頭駅までとなります。）
- 購入時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。

※2025年4月1日からJR西日本でも精神障害者割引制度を導入し、割引の乗車券を発売しています。

対象者は各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方。
精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の記載がない場合、精神障害者割引の乗車券類の発売は出来ません。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた自治体にお問い合わせください。

※ご乗車の際には、資格が確認できる各手帳の携帯が必要です。

【窓 口】 JR各駅、智頭急行各駅、若桜鉄道各駅

智頭急行 ☎ 0858-75-2595

<http://www.chizukyu.co.jp/>

JR西日本 <http://www.westjr.co.jp/>

若桜鉄道 ☎ 0858-82-0919

<https://wakatetsu.co.jp>

※詳細については、窓口でお問い合わせください。

(4) 航空運賃

ANA、JAL等のほとんどの航空運送事業者については、定期航空路線の国内線全区間で障がい者割引を適用しています。

ご搭乗日	障がいのあるお客様がご利用可能な運賃・割引	特徴
2026年5月18日まで	障がい者割引運賃	専用運賃として販売。 <普通席運賃額 旅客施設使用料含む> ◆羽田～鳥取：20,500円 ◆羽田～米子：21,500円
2026年5月19日以降	障がい者割引	専用運賃としての販売なし。 フレックス・スタンダード・シンプル 各運賃から20%相当の割引

※2026年5月19日以降搭乗分の国内線運賃のご利用について

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/reservation/domestic/fare-detail/>

割引運賃額は各航空会社が設定するため、各航空会社にお問い合わせください。

以下は、県内で国内線の定期航空路線があるANAのホームページ (<https://www.ana.co.jp>) から引用したものです。

※令和6年6月1日付けの情報です。

【ご利用条件】

ご搭乗時の年齢が満3歳以上で、以下の手帳をお持ちの方、および、同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方（お一人様まで）がご利用いただけます。

手帳の種類	必要な項目
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 都道府県または指定都市の押印 有効期限（精神障害者保健福祉手帳のみ）

※手帳をお持ちのご本人が小児（3歳～11歳）で、他の運賃をご利用の場合でも、介護者の方は当運賃をご利用いただけます。

※手帳をお持ちのご本人が座席を使用しない幼児（2歳以下）の場合は、介護者の方は当運賃をご利用いただけません。

※精神障害者保健福祉手帳の有効期間がご搭乗日当日に満了している場合は、当運賃をご利用いただけません。

【区分について】

区分	対象のお客さま
第1種・第2種	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方 戦傷病者手帳をお持ちの方（ANAウェブサイトでご予約の際には「第1種」を選択してください）
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳（ご搭乗日当日に有効期間内の手帳に限る）をお持ちの方

航空券の購入および搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「障害者手帳確認登録」済みのANAマイレージクラブカードをご提示ください。ご提示いただけない場合、割引は適用されません。

【ANA便のご利用に関するお問い合わせ】

ANA国内線予約・案内センター ☎ 0570-029-222

(5) バス料金

【対象者】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

ご本人について、5割引になります（10円単位に切り上げ）。

- 同行の介護者の方。

原則として、「バス介護」の表示のある身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の同行の介護者（1名まで）については、5割引になります（10円単位に切り上げ）。

※この他の同行者の方も割引になる場合があります。バス運行会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

【注意事項】

- 降車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。（高速バスの場合は、乗車券購入時及びバス乗車時にも提示してください）。

- 定期観光バス路線及び県内発着の高速バス路線等については、バス運行会社、路線により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

【窓 口】 日ノ丸自動車 <http://www.hinomarubus.co.jp/>

日本交通 <http://www.nihonkotsu.co.jp/>

(6) タクシー運賃

すべての県内のタクシー会社が割引を行っています。

【対象者】

- 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方。

手帳を所持する方が乗車した区間について、運賃がメーター表示額の10%引きとなります。

【注意事項】 乗車時に身体障害者手帳、療育手帳を呈示する必要があります。

【窓 口】 県内各タクシー会社

(7) 有料道路の通行料金

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合に、通行料金が通常料金の約5割引になります。

【対象者】

- ご本人が運転する場合。
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象。
- 介護者が運転し、ご本人が乗車する場合。
第1種の身体障害者手帳、A判定の療育手帳をお持ちの方が対象。

【注意事項】

- 事前に下記窓口で、登録及び身体障害者手帳、療育手帳、有効期限など割引に関する諸事項の記載を受けてください。
- 料金所で身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。
- 営業用の自動車及びトラック類などは対象となりません。詳しくは、割引登録時のご案内冊子をご覧ください。

【窓口】市町村担当課

※有料道路のご利用についてのお問い合わせは、NEXCO 西日本 お客さまセンター

☎ 0120-924-863

フリーダイヤルがご利用できない場合は ☎ 06-6876-9031

(8) NHK放送受信料の免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

免除申請書をNHKに提出していただきNHKが受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

詳しい免除の対象や申請方法については、NHKにお問い合わせください。

【対象者】

【全額免除】

○公的扶助受給者

○市町村民税非課税の障がい者

(「身体障害者手帳」「療育手帳(または判定書)」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合)

○社会福祉施設等入所者

【半額免除】 以下のいずれかにあてはまる方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

○視覚・聴覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）

○重度の障がい者

身体障害者手帳<1・2級>

療育手帳（または判定書）<最重度・重度>

精神障害者保健福祉手帳（1級）

○重度の戦傷病者

【注意事項】 免除については、市町村長の証明が必要です。

【申請手続き】

①申請書に必要な事項を記入してください。

○申請書はNHKまたは自治体の窓口にあります。

○受信契約がお済みでない方は受信契約もあわせてお申し込みください。

②自治体に申請書を提出し、免除事由の証明（確認）を受けてください。

○半額免除申請・市町村民税非課税の障がい者での申請についてはNHKへ直接申請もできます。詳細はNHKまでお問い合わせください。

③証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

④半額免除の申請手続きは、マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルの利用登録されている方は、インターネットでのお手続きもご利用いただけます。（一部の半額免除事由を除く）

⑤NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」をお届けします。

【窓口】 NHK鳥取放送局

☎ 0857-29-9210 FAX 0857-29-9219

【お問合せ】 NHKふれあいセンター

☎ 0120-151515（放送受信契約のお申し込みや転居のご連絡）

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

☎ 0570-077077（放送受信料についてのお問い合わせ）

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

障がい者専用・受信料に関するお問い合わせフォーム

※障がいがあり、お電話での連絡が困難なお客様からの問い合わせを

「FAX」と「インターネット」からお受けしています。

FAX 045-522-3044 インターネットQRコード→



インターネット
QRコード

(9) NTT番号案内 (ふれあい案内)

目や上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象にNTT西日本へ登録いただきますと、無料で電話番号をご案内させていただくサービスです。

【対象者】

- 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するお客さま

	身体障がい者等級による級別	備考
視覚障がい	1 ～ 6 級	
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1、2 級	
聴覚障がい	2 級、3 級、4 級、6 級 (1 級、5 級はなし)	2020年10月1日 登録・提供開始
音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の障がい	3 級、4 級 (1 級、2 級はなし)	2020年10月1日 登録・提供開始

- 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当するお客さま

	恩給法 (別表) による区分	備考
視覚障がい	特別項症～第6項症	
肢体不自由 (上肢)	特別項症～第2項症	
聴覚障がい	第2項症、第4項症	2020年10月1日 登録・提供開始
音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症 第4項症	2020年10月1日 登録・提供開始

- 療育手帳 (愛護手帳、愛の手帳、みどりの手帳と呼ばれる場合もあります) をお持ちの方。
- 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

よりも低料金で郵送することができます。

○聴覚障害者用ゆうパック

→一般のゆうパックよりも低料金で送ることができます。聴覚障害者用ゆうパックとするもののサイズ（長さ、幅及び厚さの合計）により料金が異なりますので、お近くの郵便局にお問い合わせください。

【注意事項】

図書館等の指定された施設から発送または返送するものに限りです。

【窓口】各郵便局 <https://www.post.japanpost.jp/index.html>

(11) 携帯電話料金割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患登録者証をお持ちの方は、月々の基本使用料、各種サービスの月額使用料が割引となることがあります。サービスの内容は会社によって違うことがありますので、各社窓口にお問い合わせください。

(12) 県立・市・町立施設の利用料の減免

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その介護者の利用料が減免になります。

県立施設

	対象施設	電話番号	FAX番号
たいいくしせつ 体育施設	県立障がい者体育センター	0857-32-5011	0857-28-5161
	県立鳥取産業体育館	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0857-24-2815	
	県営鳥取屋内プール	0857-27-6882	0857-24-2815
	ヤマタスポーツパーク (県立布勢総合運動公園)	0857-28-7221	0857-28-1399
	鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア	0857-50-1091	0857-50-1092
	県立倉吉体育文化会館	0858-26-4441	0858-26-4447
	東郷湖羽合臨海公園	0858-32-2189	0858-32-2231
	県立米子産業体育館	0859-35-0611	0859-35-0647

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	けんえいひがしやますいえいじょう 県宮東山水泳場	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0859-34-0126	
	けんりつ ぶ どう かん 県立武道館	0859-24-9300	0859-24-9311
ぶん かし せつ 文 化 施 設	とりぎん ぶん かい かん けんみんぶん かい かん とりぎん文化会館 (県民文化会館)	0857-21-8700	0857-21-8705
	わらべ かん わらべ館	0857-22-7070	0857-22-3030
	アイエム 電子鳥取砂丘こどもの国 (県立鳥取砂丘こどもの国)	0857-24-2811	0857-24-2812
	けんりつ ぱく ぶつ かん 県立博物館	0857-26-8042	0857-26-8041
	けんりつ ぷく し じんざい けんしゅう 県立福祉人材研修センター	0857-59-6330	0857-59-6360
	あお や し せき ころ えん 青谷かみじち史跡公園	0857-32-8415	0857-30-5020
	のうぎょう だいがく こう 農業大学校	0858-45-2411	0858-45-2412
	エースパック 未来中心 (倉吉未来中心)	0858-23-5390	0858-47-0255
かん ころ し せつ 観 光 施 設	けんりつ び じゅつ かん 県立美術館	0858-24-5442	0858-24-1441
	よな こ 米子コンベンションセンター	0859-35-8111	0859-39-0700
	エースパック なしっこ 館 (鳥取二十世紀梨記念館)	0858-23-1174	0858-47-1174
	えん ちやう えん 燕趙園	0858-32-2180	0858-32-2185
	とっとり ばな かい ろう とっとり花回廊	0859-48-3030	0859-48-3040
かし かん し せつ 貸 館 施 設	ゆめ 夢みなとタワー	0859-47-3800	0859-47-3806
	けんりつ しょうがいがく けんしゅう けんみん かい かん 県立生涯学習センター (県民ふれあい会館)	0857-21-2266	0857-21-2267
	のうそん ぞうごう けんしゅう じょ 農村総合研修所	0858-22-8228	0858-22-8229
し ぜん たい けん し せつ 自 然 体 験 施 設	とっとり けんえいせい かんきょう けんきゅう じょ 鳥取県衛生環境研究所	0858-35-5411	0858-35-5413
	けんりつ せんじょう さんしやう ねん し ぜん いえ 県立船上山少年自然の家	0858-55-7111	0858-55-7119
	けんりつ だい せん せい ねん いえ 県立大山青年の家	0859-53-8030	0859-53-8265

ちゅうい じ こと
【注意事項】

- 利用料の減免基準については、直接、各施設へお問い合わせください。
- 特定医療費 (指定難病) 医療受給者証をお持ちの方、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方及び障がい児については、身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けていなくても、減免対象となる場合があります。

まど ぐち かくし せつ
【窓 口】 各施設

	たい しょう し せつ 対 象 施 設	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふあつくす ばん ごう FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	あお や ちやうたいいくかん 青谷町体育館	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-85-2359	
	あお や ちやうのうりんぎよきやうしや 青谷町農林漁業者トレーニングセンター		
	あお や ちやう 青谷町グラウンド (野球場・テニスコート)	0857-85-2359	
	あお や ちやうのうそんひろ ば 青谷町農村広場		
	かなざわ じやう 金沢テニスコート	0857-28-5090	0857-28-5081
	かわはらちやうきんろうしやたいいくかん 河原町勤労者体育館	0858-85-0666	0858-85-2266
	かわはらちやうそうごうたいいくかん 河原町総合体育館		
	かわはら し みる 河原市民プール	0858-85-2313	
	かわはらちやうそうごうらんどじやう や きやうじやうほか 河原町総合運動場 (野球場他)	0858-76-3111	
	ア ク シ ス A x i s バードスタジアム	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-53-6565	
	せんだいがわくら た ひろ ば 千代川倉田 スポーツ広場 (サッカー場・野球場)		
	け たかちやうのうきやうしや 気高町農業者トレーニングセンター		
	け たかちやうらんどじやう ひろ ば や きやうじやう 気高町運動広場 (野球場)	0857-82-3434	
	け たかちやうたつ み だい 気高町龍見台テニスコート		
	け たかちやう ひー あんど じー かいやう 気高町 B & G 海洋センタープール		
	け たかちやうきんろうしやたいいくかん 気高町勤労者体育センター	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-82-3434	
	あ ぞうこうえん 安蔵公園テニスコート	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-56-0024	
	こく ふ ちやうのうそんきんろうふく し 国府町農村勤労福祉センタープール	0857-24-1642	0857-24-0692
	さ じ ちやう た ちくてきやうらんどじやう ひろ ば や きやうじやう 佐治町多目的運動広場 (野球場・テニスコート)	0858-89-1717	
	さ じ ちやう ひー あんど じー かいやう 佐治町 B & G 海洋センター (プール・体育館)		
	しか の ちやうのうきやうしや 鹿野町農業者トレーニングセンター		
	しか の ちやうらんどじやう ひろ ば や きやうじやう 鹿野町運動広場 (野球場)	0857-84-2131	
	しか の ちやう ひー あんど じー かいやう 鹿野町 B & G 海洋センタープール		
	とっとり し しょうかいしやふく し 鳥取市障害者福祉センター (さわやか会館)	0857-27-3338	0857-37-0112
	とっとり し ころれいしやふく し 鳥取市高齢者福祉センター (体育館)	0857-29-5252	0857-23-6907
	せんだい じやう 千代テニスコート	でん わ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-8038	
じやうほく じやう 城北テニスコート			
とっとり し ぶ どうかん 鳥取市武道館			
ふく べ ちやう 福部町ほっとスイミングプール	0857-74-3712	0857-74-3790	
とっとり し きやうらんどじやう 鳥取市弓道場	0857-30-7100	0857-30-7101	

	対 象 施 設	電 話 番 号	FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	とっとりし ひーあんどじーかいよう たいいくかん ぶどうかん 鳥取市 B & G 海洋センター体育館・武道館・プール	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0857-28-5259	
	もちがせちやうらんどこうえん や きやうじやうほか 用瀬町運動公園 (野球場他)	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0858-87-3332	
	とっとりし みんたいいくかん 鳥取市民体育館エネトピアアリーナ	0857-54-5222	
	とっとりし えいみ ほきやうじやう 鳥取市宮美保球場	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-0888	
	ちよみ ひろば や きやうじやう 千代水スポーツ広場 (野球場)		
	つのい ひろば や きやうじやう 津ノ井スポーツ広場 (野球場)		
	しみん ひろば や きやうじやう 市民スポーツ広場 (野球場)		
	いはら じやう 井原テニスコート	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0857-26-0888	
	ひがしとみやす じやう 東富安テニスコート		
	つのい 津ノ井ニュータウンテニスコート		
	つのい や きやうじやう 津ノ井ニュータウン野球場		
	とっとりし わかばだい 鳥取市若葉台スポーツセンター	0857-30-2231	0857-30-2232
	はつどうがわみず べ か せんこうえん 八東川水辺プラザ河川公園	0858-76-0206	0858-76-0217
	はつどう ほけん だんじよきやうどうさんかく おんすい 八東保健センター (男女共同参画センター) 温水プール	0858-84-2361	0858-84-2362
	おんすい わかさ温水プール	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0858-82-2306	
	わかさ ちやうはちまんひろば はちまん 若桜町八幡広場 (八幡グラウンド・ゴルフコース)	0858-82-2213	0858-82-1045
	くらよし たいいくかん 倉吉スポーツセンター (体育館)	0858-22-5674	0858-22-5684
	くらよし し えいしやげきじやう 倉吉市宮射撃場		
	くらよし し えいたいく 倉吉市宮体育センター		
	くらよし し えいぶ どうかん 倉吉市宮武道館		
	くらよし し せきがねのうりんぎよきやうしやとうけんこうぞうしん し せつ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設		
	くらよし し えいりくじやうきやう ぎ じやう 倉吉市宮陸上競技場		
	くらよし し えい や きやうじやう 倉吉市宮野球場	0858-22-5674	0858-22-5684
	くらよし し えいていきやうじやう 倉吉市宮庭球場		
	くらよし し えいせきがね じやう 倉吉市宮関金ラグビー場		
	くらよし し えいせきがね じやう 倉吉市宮関金テニスコート		
くらよし し えいせきがね や きやうじやう 倉吉市宮関金野球場			
くらよし し えいせきがね や ねつき たもくてきひろば 倉吉市宮関金屋根付多目的広場			
くらよし し せきがねひーあんどじーかいよう 倉吉市関金 B & G 海洋センター	0858-28-6322	0858-22-5684	
くらよし し えいおんすい 倉吉市宮温水プール	0858-47-1186	0858-47-1187	
ことうらじやうのうきやうしや 琴浦町農業者トレーニングセンター	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0858-55-2707		

	対 象 施 設	電 話 番 号	FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	ことうらちょうあかさきそうごうらんどごうえん 琴浦町赤碓総合運動公園	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0858-55-2707	
	ことうらちょうとうはくそうごうらんどごうえん ことうらちょうそうごうたいいくかん 琴浦町東伯総合公園 (琴浦町総合体育館)	0858-52-2047	0858-52-2037
	ほくえいちょうほうじょう た もくてきひろ ば 北栄町北条多目的広場	0858-36-3111	0858-36-4595
	ほくえいちょうびーあんどじーかいよう 北栄町B & G海洋センター		
	ほくえいちょうほうじょうたいいくかん 北栄町北条体育館		
	ほくえいちょうだいえいたいくかん 北栄町大栄体育館		
	ほくえいちょうほうじょう かいかん 北栄町北条ふれあい会館		
	ほくえいちょうだいえい かいかん 北栄町大栄ふれあい会館	0858-36-4331	0858-36-4977
	ほくえいちょうほうじょう や きゅうじょう 北栄町北条野球場		
	ほくえいちょうだいえい や きゅうじょう 北栄町大栄野球場		
	ほくえいちょうほうじょうらんどじょう 北栄町北条運動場		
	ほくえいちょうだいえいらんどじょう 北栄町大栄運動場		
	とうごうらんどごうえん 東郷運動公園	0858-32-2840	0858-32-2850
	はわいとレーニングセンター		
	とまりたいいくかん 泊体育館		
	ほくめいたいくかん 北溟体育館		
	とうごうたいいくかん 東郷体育館	0858-35-5368	0858-35-5387
	は わい や きゅうじょう 羽合野球場		
	とまり ひろ ば や きゅうじょう じょう す もうじょう 泊スポーツ広場 (野球場・テニス場・相撲場)		
	は わいにし たいいくかん 羽合西コミュニティ (体育館)		
	ゆり はま かん 湯梨浜みんなのげんき館	0858-34-3011	0858-34-3229
	よなご 米子サン・アビリティーズ (※)	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0859-23-0699	
	よなご し かい け し じん こじんりよう げんめん 米子市皆生市民プール (個人利用のみ減免)	0859-34-6750	0859-34-0250
	よなご きょうどうじょう こじんりよう げんめん どらドラパーク米子弓道場 (個人利用のみ減免)	0859-22-8802	0859-22-9594
	よなご し えい ぶ どうかん こじんしろう げんめん 米子市営武道館 (個人使用のみ減免)	でんわ ふあつくす 電話 / FAX 0859-33-2861	
	さかいみなとし みんたいいくかん こじん げんめん とうろくだんたい はんがく 境港市民体育館 (個人は減免、登録団体は半額)		
	さかいみなとだい し みんたいいくかん とうろくだんたい はんがく 境港第2市民体育館 (登録団体は半額)		
さかいみなとし みん じょうちゅうおう 境港市民テニス場中央コート			
とうろくだんたい はんがく しょうめいべつ と (登録団体は半額 (ナイター照明別途))	0859-42-6770	0859-42-6775	
さかいみなとし えいりやう が やまきゅうじょう 境港市営電ヶ山球場			
とうろくだんたい はんがく しょうめいべつ と (登録団体は半額 (ナイター照明別途))			

	対 象 施 設	電 話 番 号	ふ ぁ っ く す 番 号 FAX 番 号
たい いく し せつ 体 育 施 設	さかいなとし えいりゅう が やまりくじょうきょう ぎじょう とうろくだんたい ほんがく 境港市宮竜ヶ山陸上競技場 (登録団体は半額)	0859-42-6770	0859-42-6775
	こうじんだいくかん とうろくだんたい ほんがく 幸神体育館 (登録団体は半額)	0859-45-0207	
	かたりたいいくかん とうろくだんたい ほんがく 渡体育館 (登録団体は半額)	0859-45-0903	
	さかいなとし みんおんすい 境港市民温水プール	0859-44-3725	0859-44-5885
	そうごうふくし 総合福祉センターしあわせ	0859-66-5400	0859-66-2901
ぶん かし せつ 文 化 施 設	あおや しょうどかん あおや郷土館	でんわ ふぁっくす 電話 / FAX 0857-85-2351	
	ばいりあん やかたぶね きゅうけい 梅鯉庵・屋形舟 (休憩のみ)	でんわ ふぁっくす 電話 / FAX 0857-20-1476	
	とっとり しれきし はくぶつかん かん 鳥取市歴史博物館 (やまびこ館)	0857-23-2140	0857-23-2149
	とっとり し みんかいかん 鳥取市民会館	0857-24-9411	0857-24-9412
	ぎょうとくえん きゅうけい 行徳苑 (休憩のみ)	でんわ ふぁっくす 電話 / FAX 0857-21-0158	
	いな ばまんようれきし かん 因幡万葉歴史館	0857-26-1780	0857-26-1781
	わらへ かん わらへ館	0857-22-7070	0857-22-3030
	いわ み ちょうりつちやうみん 岩美町立町民いこいの里	0857-73-1416	0857-73-1524
	いしたに けしやうたく 石谷家住宅	0858-75-3500	0858-75-3533
	ほうき かん 伯耆しあわせの郷	0858-26-5581	0858-26-5633
	くらよしこうりやう 倉吉交流プラザ	0858-47-1181	0858-47-1180
	くらよしはくぶつかん 倉吉博物館	0858-22-4409	0858-22-4415
	あおやまごうしやう かん 青山剛昌ふるさと館	0858-37-5389	0858-37-6475
	よなごし びじゅつかん 米子市美術館	0859-34-2424	0859-33-0679
	よなごし りつさんいんれきし かん 米子市立山陰歴史館	0859-22-7161	0859-22-7160
	よなごし じどうぶんか 米子市児童文化センター (プラネタリウム)	0859-34-5455	0859-31-1060
	よなご みずとりこうえん 米子水鳥公園ネイチャーセンター	0859-24-6139	0859-24-6140
うみ しりやうかん さかいなとし 海とくらしの史料館 (境港市)	0859-44-2000	0859-44-2009	
みずき きねんかん 水木しげる記念館	0859-42-2171	0859-42-2172	
にちなんちやう びじゅつかん 日南町美術館	0859-77-1113	0859-77-1115	
かん こう し せつ 観 光 施 設	かわはらちやう しるやまてんぼうだい かわはらちやう 河原町お城山展望台 (河原城)	0858-85-0046	0858-85-1946
	さじアストロパーク	0858-89-1011	0858-88-0103
	とっとり さきやうすな びじゅつかん 鳥取砂丘砂の美術館	0857-20-2231	0857-20-2232
	なが やかた 流しびなの館	0858-87-3222	0858-87-3169
	いわ み ちやうかい ご ぼうきよてん し せつ おんせん 岩美町介護予防拠点施設たきさん温泉	0857-72-8337	
	えすえるはくぶつかん やずミニSL博物館	0858-71-0032	0858-71-0432

	対 象 施 設	電 話 番 号	ふ っ く す 番 号 FAX 番 号
か ん こ う し せ つ 観 光 施 設	か じ や おんせん 鍛 冶 屋 温 泉	0858-84-2210	0858-84-2227
	わか さ おんせん 若 桜 ゆ は ら 温 泉 「 ふ れ あ い の 湯 」	で ん わ ふ っ く す 電 話 / FAX 0858-82-1177	
	ほ く え い ち ょ う 北 栄 町 レ ー ク サ イ ド 大 栄	0858-57-2323	0858-57-2344
	ほ く え い ち ょ う だ い ぼ こ う え ん 北 栄 町 お 台 場 公 園	で ん わ ふ っ く す 電 話 / FAX 0858-37-4888	
	ハ ワ イ ゆ ~ た う ん	0858-35-4919	0858-35-4920
	し お か ぜ お か 潮 風 の 丘 と ま り	0858-34-3217	0858-34-3218
	ゆ ア シ ス 東 郷 龍 鳳 閣	0858-32-2622	0858-32-2619
	き し ち と おんせん 岸 本 温 泉 ゆ う あ い パ ル	0859-68-5526	0859-68-4659
う え だ し ょ う じ し ゃ し ん び じ ゅ つ かん 植 田 正 治 写 真 美 術 館	0859-39-8000	0859-68-3600	

ち ょ う い し こ う 【 注 意 事 項 】

- 会 議 室 ・ 研 修 室 等 の 利 用 料 は 減 免 対 象 と は な り ま せ ん 。
 - 「 団 体 利 用 」 を 前 提 と し た 施 設 (体 育 館 ・ ス ポ ー ツ 広 場 等) に つ い て は 、 各 施 設 に お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。
 - 映 画 ・ 演 劇 等 の 鑑 賞 料 金 等 は 免 除 対 象 と な り ま せ ん 。
 - 「 米 子 市 美 術 館 」 「 米 子 市 立 山 陰 歴 史 館 」 「 米 子 市 福 市 考 古 資 料 館 」 に お け る 「 特 別 展 示 」 に つ い て は 、 全 額 免 除 と な ら な い 場 合 が あ り ま す 。
- ※ 「 米 子 サ ン ・ ア ビ リ テ ィ ー ズ 」 は 、 障 が い の あ る 方 が 優 先 的 に ご 利 用 いた だ け る 教 養 文 化 体 育 施 設 で 、 障 が い の あ る 方 並 び に そ の 介 護 者 及 び 同 伴 者 が 無 料 で ご 利 用 で き ま す 。
- ※ 県 内 公 共 的 施 設 を 中 心 と し た バ リ ア フ リ ー 施 設 情 報 は 、 下 記 「 と っ と り U D マ ッ プ 」 に よ り 簡 単 に お 調 べ いた だ け ま す 。
- 閲 覧 方 法 は 、 下 記 の 2 つ の 方 法 が あ り ま す 。

① QR コード (スマートフォン)

- 右 の QR コード から LINE 登 録 (お 友 達 登 録)

⇒ トーク画面中の「とっとりUDマップ」をクリックすると
マップの検索画面が開きます。

② インターネット検索 (スマートフォン又はパソコン)

- インターネット検索画面で「とっとりUDマップ」と入力
⇒ マップの検索画面にアクセス出来ます。

(ホームページ <https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/>)



とっとりUDマップ
公式LINE

ま ど ぐ ち 【 窓 口 】

し ち ょ う そ ん ふ く し た ん と う か
市 町 村 福 祉 担 当 課 ※ 連 絡 先 は 、 p166 ~ p167 を ご 覧 く だ さ い 。

か く し せ つ
各 施 設

10 就業支援に関すること

★障がいのある方の就業について、相談・支援を行います。

鳥取公共職業安定所（ハローワーク鳥取） ☎ 0857-23-2021 FAX 0857-22-6906

倉吉公共職業安定所（ハローワーク倉吉） ☎ 0858-23-8609 FAX 0858-22-6494

米子公共職業安定所（ハローワーク米子） ☎ 0859-33-3911 FAX 0859-33-3959

米子公共職業安定所根雨出張所（ハローワーク根雨）

☎ 0859-72-0065 FAX 0859-72-1371

鳥取県立鳥取ハローワーク ☎ 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク ☎ 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク ☎ 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク ☎ 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

★障がいのある方の職業訓練を行っています。

鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 ☎ 0858-26-2247 FAX 0858-26-2248

★障がいのある方の職業、雇用に関する相談・支援を行っています。

◎障がいのある方に対して

・職業相談・職業評価：自分に合った働き方や職場環境を見つけるため、得意なことや苦手なこと、働く上での課題等を整理し、就職や職場適応に向けた支援内容・方法等を記載した「職業リハビリテーション計画」を策定します。

・職業準備支援：一定期間の通所を通じて、就職や職場適応に向けて必要な力を身につけるための支援を行います。

◎事業主に対して

・障がい者の採用計画、雇用管理、職場定着等に関する相談・支援を行います。

◎障がいのある方及び事業主双方に対して

・ジョブコーチ支援事業：ジョブコーチが職場を訪問して支援を行います。

・リワーク支援：うつ病等で休職中の方の職場復帰支援を行います。

鳥取障害者職業センター ☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

★障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。福祉施設や事業所等における基礎訓練や職業準備訓練の紹介をしています。

事業主に対する雇用管理に関する助言や就職後の職場定着支援も行っています。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターしらはま
 とっとり し ふしの
 鳥取市伏野 2259-17 ☎ 0857-59-6060 FAX 0857-59-2022

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターくらよし
 くらよし し すみよしちょう
 倉吉市住吉町 37-1 ☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん
 障害者就業・生活支援センターしゅーと
 よなご し どうしやうまち ちょうめ いなた ちしよ だい
 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所 第 5 ビル 1 階
 ☎ 0859-37-2140 FAX 0859-37-2140

★就労継続支援事業所の就労事業に関する相談に応じたり、受注拡大・販路拡大に関する
 営業活動を行い、事業所、企業との調整を行っています。

えぬびーおーほうじんとっとりけんしやう
 NPO法人鳥取県障がい者就労事業振興センター
 ほんぶ よなご じ むしよ
 〈本部・米子事務所〉
 よなご し こうじまち ちょうめ ばんち
 米子市糞町 1 丁目 160 番地
 ☎ 0859-31-1015 FAX 0859-31-1035

とっとり じ むしよ
 〈鳥取事務所・ワークコーポとっとり〉
 とっとり し しょうえいちやう
 鳥取市商栄町 403-1 ☎ 0857-50-1122 FAX 0857-50-0960

(1) 訓練・助成

しょうがいのある方がより早く仕事に適應できるように様々な訓練を行っています。訓練期間中の手当の支給制度もあります。

職業訓練

しゅうぎょう のために必要な技術・知識を身につけるための職業訓練を実施します。

【対象者】 身体障がいのある方、知的障がいのある方等。

【注意事項】 ハローワークに求職申込していること

【窓口】 産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※県立ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク八頭では受付していません。

訓練手当

公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練の受講者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

る法律に基づく援助措置として、訓練期間中に訓練手当を支給します。

【注意事項】雇用保険法による失業給付等の受給者は対象になりません。

【窓口】県産業人材課

☎ 0857-26-7222 FAX 0857-26-8169

産業人材育成センター倉吉校、公共職業安定所（ハローワーク）

※県立ハローワーク・鳥取県ふるさとハローワーク八頭では受付していません。

● 障がいのある方を対象とした鳥取県職員採用試験（正職員・会計年度任用職員）を行っています ●

● 受験資格等がありますので、詳しくは直接窓口にお問い合わせください。

【対象者】身体障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

知的障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

精神障がいのある方…正職員、会計年度任用職員

【窓口】正職員

身体障がい、精神障がいのある方

県人事委員会事務局

☎ 0857-26-7553 ☎ 0857-26-8119

知的障がいのある方

県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

会計年度任用職員

県人事企画課

☎ 0857-26-7032 FAX 0857-26-8140

県教育委員会事務局教育総務課

☎ 0857-26-7578 FAX 0857-26-8185

ジョブコーチによる支援

障がいのある方が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある方と事業主の双方に支援を行います。（費用は無料です）

【障がい者への支援例】

- 職場のルールやマナーを理解し、行動するための助言
- 仕事に適應する（作業能率を上げる、作業ミスを減らす）ための支援
- 人間関係や職場でのコミュニケーションに関する助言
- 健康管理、生活リズムの構築支援

【事業主への支援例】

- 障がい者を適切に理解し配慮するための助言
- 仕事の内容や指導方法についての助言

【窓 口】 東部 鳥取障害者職業センター 鳥取市吉方 189

☎ 0857-22-0260 FAX 0857-26-1987

中部 障がい者職場定着推進センターくらよし 倉吉市住吉町 37-1

☎ 0858-23-8448 FAX 0858-23-8456

西部 障がい者職場定着推進センターあしすと
米子市道笑町 2 丁目 126 桑本ビル 1 F

☎ 0859-34-6568 FAX 0859-34-6568

障害者トライアル雇用

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を事業所に一定期間（原則 3 か月（テ
レワークを行う場合は最大 6 か月）、精神障がい者は最大 12 か月）試行雇用し、早期就
職を図ります。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

障害者短時間トライアル雇用

すぐに週 20 時間以上働くことが難しい精神障がいのある方、発達障がいのある方を、
事業所に 3 か月から 12 か月以内の期間で、試行雇用（週所定労働時間は週 10 時間以上
20 時間未満）し、期間内に週所定労働時間 20 時間以上を目指します。

【対象者】 精神障がい及び発達障がいのある方。

【窓 口】 公共職業安定所（ハローワーク）

※国の制度ですが、県立ハローワークでも取扱い、相談可能です。

職場実習

一般の事業所へ就職を希望する障がいのある方に対して、実際に事業所で実習をしてい
ただき、就職へ必要な訓練を行います。

【対象者】 障害者就業・生活支援センターに登録している障がいのある方、

障がい者福祉施設等を利用している方、特別支援学校の生徒。

【窓 口】 障害者就業・生活支援センター、障がい者福祉施設、特別支援学校

リワーク支援（職場復帰支援）

うつ病等の精神疾患で休職中の方に対し、センター内での作業や講習を通じて、生活リズムの立て直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援を行います。事業主に対しては、職場の受入体制の整備（上司、同僚等のサポート体制構築等）についての支援を行い、職場復帰につなげていきます。

【窓 口】 鳥取障害者職業センター

職業準備支援

一人ひとりの状況に応じて個別カリキュラムを作成し、センター内での作業や講習を通じて、基本的な労働習慣や作業遂行能力、職場でのコミュニケーションなどを身につけるための支援を行います。終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチ支援等につなげていきます。

【窓 口】 鳥取障害者職業センター

（2）工賃（賃金）の支払いについて

就労の訓練を行う事業所（施設）では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃（賃金）として支払われます。

平均工賃月額推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
16,686 円	17,090 円	17,179 円	16,810 円	17,169 円	18,312 円
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
19,511 円	19,481 円	19,203 円	19,797 円	20,378 円	27,345 円

※直近の工賃の詳細については県のホームページで公表しています。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/96955.htm>

※平均工賃月額は就労継続支援 B 型事業所の平均

※あくまでも平均額であり、施設・事業所の利用者すべてにこの額が支給された訳ではありませんので、ご注意ください。

11 教育に関すること

ひとりひとり きょういくてき たいおう
 <一人一人の教育的ニーズに対応するために>

(1) 特別支援学校における教育

特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態をとっている学校もあります。

○県内特別支援学校 一覧

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス
県	鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高 (専攻科)	〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1265	0857-23-5441 0857-23-5442 https://www.torikyo.ed.jp/torimo-s/
	鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小 中・高	〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1261	0857-23-2031 0857-27-8606 https://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/
	鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	〒683-0004 米子市上福原 7 丁目 13-1	0859-23-2810 0859-23-2813 https://www.torikyo.ed.jp/himawari-s/
立	鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	小・中・高	〒680-0901 鳥取市江津 260	0857-26-3601 0857-27-3207 https://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/
	白兔養護学校	知的障がい	小・中・高 (訪問)	〒689-0201 鳥取市伏野 1550-1	0857-59-0585 0857-59-1237 https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス
県	倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	〒682-0836 倉吉市長坂新町 1231	0858-28-3500 0858-28-1144 https://www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/
	皆生養護学校	肢体不自由 病弱	幼・小 中・高 (訪問)	〒683-0004 米子市上福原 7 丁目 13-4	0859-22-6571 0859-38-3485 https://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/
	米子養護学校	知的障がい	小・中・高	〒689-3543 米子市蚊屋 343	0859-27-3411 0859-27-3420 https://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/
立	琴の浦高等 特別支援学校	知的障がい	高	〒689-2501 東伯郡琴浦町赤碕 1957-1	0858-55-6477 0858-55-6466 https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障がい	小・中・高 (専攻科)	〒680-0947 鳥取市湖山町西 2 丁目 149	0857-28-6340 0857-28-7078 https://special-main.fuzoku.tottori-u.ac.jp/

(2) 特別支援学級における教育

特別支援学級は……

小・中学校、義務教育学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、特別に編成された少人数の学級です。特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っています。

※病弱（院内）学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適應できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っています。

○院内学級のある学校

東 部	中 部	西 部
鳥取市立病院内 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	県立厚生病院内 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	鳥取大学医学部附属病院内 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

とうぶちく しょうがっこう きむきょういっくがっこう
【東部地区 小学校・義務教育学校】

しちょうそんめい 市町村名	がっこう 校名	せつち 設置		とく 特別		し 支		えん 援		がっ 学		まほう 級	
		ち 知	てき 的	したふじゆう 肢体不自由	びょう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉
とつとりし 鳥取市	きゆう 久	しろう 松	○										○
	じゆん 醇	ぶう 風	○										○
	せん 遷	きやう 喬	○										○
	しやう 修	りつ 立	○										○
	にっ 日	しん 進	○										○
	ふ 富	そう 桑	○										○
	いな 稲	ば 葉	やま 山	○									○
	じやう 城	ほく 北		○									○
	み 美	ほ 保			○								○
	か 賀	る 露		○									○
	めい 明	とく 徳		○									○
	くら 倉	た 田		○									○
	おも 面	かげ 影		○									○
	こう 江	ざん 山	がく 学	えん 園	○								○
	たい 大	しやう 正				○							○
	とう 東	ごう 郷											○
	めい 明	じ 治											○
	せい 世	き 紀		○					○				○
	こ 湖	やま 山		○									○
	こ 湖	なん 南	がく 学	えん 園	○								○
	すえ 末	つね 恒		○									○
	よね 米	さと 里		○									○
	つ 津	の 井		○									○
	はま 浜	さか 坂		○					○				○
	いわ 岩	くら 倉		○									○
	み 美	ほ 保	みな 南		○								○
	こ 湖	やま 山	にし 西		○								○
	なか 中	の 郷	ごう 郷		○								○
	わか 若	ば 葉	だい 台		○								○
	みや 宮	の 下	した 下		○								○
	こく 国	ふ 府	ひがし 東		○								○
	ふくべ 福部	みらい 未来	がく 学	えん 園	○				○				○
かわ 河	はら 原	だい 第	いち 一	○				○				○	
さい 西	ごう 郷	き 岐		○								○	
さん 散	き 岐			○								○	
もち 用	せ 瀬			○								○	
さ 佐	じ 治			○								○	

市町村名	がっこう 学校名	せつ 設		ち 置		とく 特		べつ 別		し 支		えん 援		がっ 学		まほう 級	
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びょう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉	じようちよ 情緒			
とりのし 鳥取市	ほうぎ 宝木	○															○
	みずほ 瑞穂																○
	はまむら 浜村	○															○
	おうさか 逢坂																○
	しかのがく 鹿野学園	○															○
	あおや 青谷	○															○
いわみ 岩美町	いわみな 岩美南	○															○
	いわきた 岩美北	○															○
	いわにし 岩美西	○															○
やづ 八頭町	こおひがし 郡家東	○															○
	こおにし 郡家西	○										○				○	
	ふなおか 船岡	○															○
	はっとう 八頭東	○															○
わかざ 若桜町	わかざがく 若桜学園	○															○
ちづ 智頭町	ちづ 智頭	○				○											○

とうぶちく ちゅうがっこう きむきょういっかがっこう
【東部地区 中学校・義務教育学校】

市町村名	がっこう 学校名	せつ 設		ち 置		とく 特		べつ 別		し 支		えん 援		がっ 学		まほう 級	
		ち 知	てき 的	したいふ 肢体不自由	びょう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自閉	じようちよ 情緒			
とりのし 鳥取市	ひがし 東	○		○													○
	のぞみ 分校																○
	にし 西	○															○
	みなみ 南	○						○									○
	きた 北	○									○						○
	こうざん 江山学園	○															○
	たか 高草	○															○
	こ 湖東	○															○
	こなん 湖南学園																○
	さくらが 桜ヶ丘	○									○						○
	なかの 中ノ郷	○									○						○
	こく 国府	○															○
	ふくべ 福部未来学園	○															○
	かわ 河原	○															○
	せんだい 千代南	○															○
	け 気高	○															○
	しかのがく 鹿野学園	○															○
	あおや 青谷	○															○
いわみ 岩美町	いわみ 岩美	○															○

教育に関すること

11

市町村名	がっこう名	せつち		とくべつ		しえん		がっく		まうじ			
		ち知	てき的	したいふじゆう肢体不自由	びょう病	じやく弱	じやく弱	し視	なん難	ちよう聴	げん言	ご語	じへい自閉
やづちよう町	やづちよう	○		○					○				○
わかさちよう町	わかさちようがくえん	○											
ちづちよう町	ちづちよう	○											○

ちゅうぶちくしょうがっこう
【中部地区 小学校】

市町村名	がっこう名	せつち		とくべつ		しえん		がっく		まうじ			
		ち知	てき的	したいふじゆう肢体不自由	びょう病	じやく弱	じやく弱	し視	なん難	ちよう聴	げん言	ご語	じへい自閉
くらよし市	さいこう郷	○		○									○
	かほく北	○											○
	めいりん倫	○											○
	うつぶき吹	○											○
	うわなだ灘	○											○
	おかも鴨	○											○
	くめ米	○											○
	やしろ社	○											○
	かみほうじょう北条	○		○								○	○
ゆりはまちよう町	はわい合	○			○		○				○	○	○
	とまり泊	○									○	○	○
	とうこう郷	○											○
みささちよう町	みささ朝	○									○	○	○
	ほくえいちよう町	○											○
ことうらちよう町	ほくえいちよう町	○			○						○	○	○
	うらやす安	○											○
	せいこう郷	○											○
	やばせ橋	○					○						○
	あかさき崎	○											○
ふなの船	○											○	

ちゅうぶちくちゅうがっこう
【中部地区 中学校】

市町村名	がっこう名	せつち		とくべつ		しえん		がっく		まうじ			
		ち知	てき的	したいふじゆう肢体不自由	びょう病	じやく弱	じやく弱	し視	なん難	ちよう聴	げん言	ご語	じへい自閉
くらよし市	ひがし東	○											○
	にし西	○			○								○
	くめ米	○											○
	かほく北	○						○					○
	かもがわ川	○			○								○
ゆりはまちよう町	ゆりはま	○		○	○		○				○	○	

市町村名	がっ学	こう校	めい名	せつ設		ち置		とく特		べつ別		し支		えん援		がっ学		まじゅう級	
				ち知	てき的	したいふ肢体	じゆう自由	びょう病	じゃく弱	じゃく弱	し視	なん難	ちよう聴	げん言	ご語	じへい自閉	じようちよ情緒		
みささ朝町	み	三朝	みささ朝	○												○		○	
ほく北栄町	ほく北	北	ほく北	○													○		○
	ほく大	大	ほく大	○													○		○
こと琴浦町	とう東	東	こと東	○		○		○											○
	あか赤	赤	こと赤	○				○											○

せいぶちくしょうがっこうぎむきょういっくがっこう
【西部地区 小学校・義務教育学校】

市町村名	がっ学	こう校	めい名	せつ設		ち置		とく特		べつ別		し支		えん援		がっ学		まじゅう級	
				ち知	てき的	したいふ肢体	じゆう自由	びょう病	じゃく弱	じゃく弱	し視	なん難	ちよう聴	げん言	ご語	じへい自閉	じようちよ情緒		
よな米こ子市	めい明	明	めい明	○															○
	ぎ義	義	ぎ義	○															○
	けい啓	啓	けい啓	○		○				○									○
	しゅう就	就	しゅう就	○				○				○							○
	くず車	車	くず車	○				○											○
	ふく福生	福生	ふく福生	○															○
	ふく福生	福生	ふく福生	○															○
	ふく福米	福米	ふく福米	○		○		○		○									○
	ふく福米	福米	ふく福米	○		○													○
	か加	加	か加	○								○							○
	かわ河	河	かわ河																○
	すみ住	住	すみ住	○				○											○
	しゅう尚	尚	しゅう尚	○															○
	ご五	五	ご五	○															○
	ひ彦	彦	ひ彦	○															○
	さき崎	崎	さき崎	○															○
	おお大	大	おお大	○															○
	わ和	和	わ和	○															○
	ゆみ弓	弓	ゆみ弓	○															○
	なる成	成	なる成	○															○
みの箕	箕	みの箕	○					○		○								○	
はく伯	伯	はく伯	○							○								○	
よど淀	淀	よど淀	○					○				○						○	
さかい境みなと市	わたり渡	渡	わたり渡	○															○
	どの外	外	どの外	○															○
	さかい境	境	さかい境	○															○
	あがり上	上	あがり上	○															○
	あまり余	余	あまり余	○		○													○
	なか中	中	なか中	○								○							○

市町村名	がっ 学 校	こう 校 名	せ 設		ち 置		と 特		べ 別		し 支		え 援		が 学		ま 級	
			ち 知	て き 的	し た い ふ 肢 体 不 自 由	じ ゆう 病	じ やく 弱	じ やく 弱	し 視	なん 難	ち ょう 聴	げ ん 言	ご 語	じ へ い 自 閉	じ ょう ち よ 情緒			
なん ぶ ち ょう 町 南 部	さい 西	はく 伯	○		○													○
	あい 会	み 見	○															○
	あい 会	み 見 だ い 第																
ほう き ち ょう 町 伯 耆	まし 岸	もと 本	○															○
	や 八	ご 郷												○				○
	に 二	ぶ 部	○															
	み み 溝	く 口	○															○
ひ え つ そ ん 村 日 吉 津	ひ 日	え 吉	○															○
だい せん ち ょう 町 大 山	だい 大	せい 山 にし	○		○													○
	だい 大	せい 山	○															○
	な 名	わ 和	○															○
	なか 中	や 山	○															○
に ち なん ち ょう 町 日 南	に ち 日	なん 南	○															○
ひ の ち ょう 町 日 野	ひ 日	の 野 が く え ん 園																○
こう ふ ち ょう 町 江 府	おく だ い せん こう ふ が く え ん 園	奥 大 山 江 府 学 園	○															○

せい
ぶ
ち
く
【西部地区
せ
が
く
う
ち
ょう
が
く
う
中
学
校
・
ぎ
む
き
ょう
い
く
が
く
う
義
務
教
育
学
校
】

市町村名	がっ 学 校	こう 校 名	せ 設		ち 置		と 特		べ 別		し 支		え 援		が 学		ま 級	
			ち 知	て き 的	し た い ふ 肢 体 不 自 由	じ ゆう 病	じ やく 弱	じ やく 弱	し 視	なん 難	ち ょう 聴	げ ん 言	ご 語	じ へ い 自 閉	じ ょう ち よ 情緒			
よ な こ し 市 米 子	ひがし 東	や 山	○															○
	ふく 福	い け 生	○															○
	い ず み 分 校	ぶ ん こ う 校	○															○
	ふく 福	よ ね 米	○			○												○
	みな と 湊	や 山	○															○
	ご の ち ょう 後 藤	が け 丘	○			○												○
	み 美	ほ 保	○									○						○
	ゆ み 弓	が け 浜	○		○													○
	し ょう 向	と く 徳	○															○
	か 加	も 茂	○															○
	よ と 淀	え 江	○															○
	みの か 箕 蚊	や 屋	○			○												○
さ かい な と し 市 境 港	だい 第	い ち	○															○
	だい 第	に 二	○									○						○
	だい 第	さん 三																○
なん ぶ ち ょう 町 南 部	ほ っ 法	し ょう 勝 寺	○															○
	なん 南	ぶ 部	○			○												○
ほう き ち ょう 町 伯 耆	まし 岸	もと 本	○															○
	み み 溝	く 口	○															○

市町村名	がっ 学 校 名	めい 名	設 置		特 別		支 援		学 級						
			ち 知	てき 的	した 肢 体 不 自 由	びょう 病	じやく 弱	じやく 弱	し 視	なん 難	ちよう 聴	げん 言	ご 語	じへい 自 閉	じようちよ 情 緒
大山町	大	山	○												○
	名	和	○												○
	中	山			○										○
日南町	日	南													○
日野町	日野	学園													
江府町	奥大山	江府学園	○												○

けんりつちゅうがっこう
【県立中学校】

けんりつ もりがくえん とくべつしえんがっけい せつち
県立まなびの森学園 特別支援学級の設置なし

つうきゅう しどう
(3) 通級による指導

つうきゅう しどう
通級による指導は……

しょう ちゅうがっこう きむきょういっくがっこう こうとうがっこう つうじょう がっけい ざいせき つうじょう がっけい がくしゅう
小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習
におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの
じゆぎょう つうじょう がっけい う しょう じょうたいどう おう とくべつ しどう う きょういっくけい
授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別な指導を受ける教育形
たい
態です。

つうきゅう しどう あこな ば つうきゅうしどうきょうしつ せつち
通級による指導を行う場として「通級指導教室」を設置しています。

つうきゅうしどうきょうしつ がっこう
○通級指導教室のある学校

とう 東		ぶ 部		ちゅう 中		ぶ 部		せい 西		ぶ 部	
とっとりしりついなばやましようがっこう 鳥取市立稲葉山小学校	はっ 発	たつ 達	くらよししりつめいりんしようがっこう 倉吉市立明倫小学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつしょうとくしようがっこう 米子市立尚徳小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつきゅうしょうしようがっこう 鳥取市立久松小学校	げん 言	ご 語	くらよししりつかほくしようがっこう 倉吉市立河北小学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつひこなしようがっこう 米子市立彦名小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつこやまにししようがっこう 鳥取市立湖山西小学校	げん 言	ご 語	くらよししりつやしろしようがっこう 倉吉市立社小学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつめいどうしようがっこう 米子市立明道小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつこやましようがっこう 鳥取市立湖山小学校	はっ 発	たつ 達	くらよししりつかほくちゅうがっこう 倉吉市立河北中学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつけいじょうしようがっこう 米子市立啓成小学校	げん 言	ご 語			
とっとりしりつかわはらだいいちしようがっこう 鳥取市立河原第一小学校	はっ 発	たつ 達	くらよししりつおがもしようがっこう 倉吉市立小鴨小学校	げん 言	ご 語	よなごしりつはくせんしようがっこう 米子市立伯仙小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつおもかげしようがっこう 鳥取市立面影小学校	はっ 発	たつ 達	くらよししりつうわなだしようがっこう 倉吉市立上灘小学校	げん 言	ご 語	よなごしりつふくよねひらしようがっこう 米子市立福米東小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつみやのしたしようがっこう 鳥取市立宮ノ下小学校	はっ 発	たつ 達	ゆりはましようりつはわいしようがっこう 湯梨浜町立羽合小学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつゆみがはましようがっこう 米子市立弓ヶ浜小学校	はっ 発	たつ 達			
とっとりしりつはまさかしようがっこう 鳥取市立浜坂小学校	はっ 発	たつ 達	みささちようりつみささしようがっこう 三朝町立三朝小学校	はっ 発	たつ 達	よなごしりつくずもしようがっこう 米子市立車尾小学校	はっ 発	たつ 達			

とう 東	ぶ 部	ちゅう 中	ぶ 部	せい 西	ぶ 部
とっとりしりつはまむらしようがっこう 鳥取市立浜村小学校	はつ 発 たつ 達	ほくえいちゅうりつほうじょうがっこう 北栄町立北条小学校	はつ 発 たつ 達	よなごしりつみやまやまちゅうがっこう 米子市立湊山中学校	はつ 発 たつ 達
とっとりしりつみなみちゅうがっこう 鳥取市立南中学校	はつ 発 たつ 達	ほくえいちゅうりつだいえいしやうがっこう 北栄町立大栄小学校	げん 言 ご 語	よなごしりつゆみがはまちゅうがっこう 米子市立弓ヶ浜中学校	はつ 発 たつ 達
とっとりしりつことうちゅうがっこう 鳥取市立湖東中学校	はつ 発 たつ 達	ことうらちゅうりつやばせしやうがっこう 琴浦町立八橋小学校	はつ 発 たつ 達	よなごしりつかもちゅうがっこう 米子市立加茂中学校	はつ 発 たつ 達
いわみちゅうりついわみきたしやうがっこう 岩美町立岩美北小学校	はつ 発 たつ 達	ことうらちゅうりつとうほくちゅうがっこう 琴浦町立東伯中学校	はつ 発 たつ 達	さかいみなとしりつあまこしやうがっこう 境港市立余子小学校	げん 言 ご 語
やずちゅうりつこおげにししやうがっこう 八頭町立郡家西小学校	はつ 発 たつ 達	けんりつとつとりらうがっこう 県立鳥取聾学校さんさん教室		さかいみなとしりつさかいしやうがっこう 境港市立境小学校	はつ 発 たつ 達
ちづちゅうりつちづしやうがっこう 智頭町立智頭小学校	はつ 発 たつ 達	けんりつとつとりらうがっこう ※県立鳥取聾・聾学校附属	なんちゆう 難聴 げんご 言語	さかいみなとしりつだいさんちゅうがっこう 境港市立第三中学校	はつ 発 たつ 達
けんりつとつとりらうがっこう 県立鳥取聾学校	なんちゆう 難聴 げんご 言語	きょういくしん 教育支援センターわくわく内		なんぶちゅうりつさいはくしやうがっこう 南部町立西伯小学校	はつ 発 たつ 達
けんりつはくとようごがっこう 県立白兔養護学校	はつ 発 たつ 達	けんりつくらよしやうごがっこう 県立倉吉養護学校	はつ 発 たつ 達	ほうきちゅうりつきしもとしやうがっこう 伯耆町立岸本小学校	はつ 発 たつ 達
けんりつちづのうりんこうとうがっこう 県立智頭農林高等学校	はつ 発 たつ 達	けんりつくらよしそごうさんぎやうこうとうがっこう 県立倉吉総合産業高等学校	はつ 発 たつ 達	だいせんちゅうりつなわしやうがっこう 大山町立名和小学校	はつ 発 たつ 達
けんりつとつとりよくふうこうとうがっこう 県立鳥取緑風高等学校	はつ 発 たつ 達			だいせんちゅうりつなわちゅうがっこう 大山町立名和中学校	はつ 発 たつ 達
				けんりつとつとりらうがっこう 県立鳥取聾学校ひまわり分校	なんちゆう 難聴 げんご 言語
				けんりつよなごやうごがっこう 県立米子養護学校	はつ 発 たつ 達
				けんりつよなごはくほうこうとうがっこう 県立米子白鳳高等学校	はつ 発 たつ 達
				けんりつひのこうとうがっこう 県立日野高等学校	はつ 発 たつ 達



(4) 通常の学級における指導

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとって安心して過ごせる学級集団づくりを目指しています。

また、学校全体で児童生徒の実態把握を行い、全教職員の理解のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図っていきます。

【参考】「子どもたちの「わかる」「できる」をささえるユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット」令和6年2月

きょういくそうだん ＜教育相談＞

きょういくそうだん (1) 教育相談について

とくべつ し えんがっこう きょういくそうだん 特別支援学校の教育相談

けんない とくべつ し えんがっこう ちいき しょう にゅうようじ じどうせいと ほ ごしゃ きょういん
県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員
たい きょういくそうだん じっし
に対して教育相談を実施しています。

げつようび きんようび でんわ らいこう そうだん めんだん がっこうけんがくとう すいじ
月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時
おう ちやくせつそうだん おう ほうもんそうだん おこな
応じています。園や学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談も行っていますので、各
がっこう とくべつ し えんがっこう きょういく
学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

かくとくべつ し えんがっこう そうだんまどぐち 【各特別支援学校の相談窓口】

がっこう 学 校 名	しやう がい しゆ べつ 障 がい 種 別	でん わ ばん ごう 電 話 番 号	ふ あつ くす ばん ごう F A X 番 号
けん りつ とつ とり むう がっこう 県 立 鳥 取 盲 学 校	し かく しやう 視 覚 障 がい	0857-23-5441	0857-23-5442
けん りつ とつ とり ろう がっこう 県 立 鳥 取 聾 学 校	ちやう かく しやう 聴 覚 障 がい	0857-23-2031	0857-27-8606
けん りつ とつ とり ろう がっこう ひまわり ぶん 県 立 鳥 取 聾 学校 ひまわり 分校	ちやう かく しやう 聴 覚 障 がい	0859-23-2810	0859-23-2813
けん りつ とつ とり よう ご がっこう 県 立 鳥 取 養 護 学 校	し たい ふ じ ゆう びやう じやく 肢 体 不 自 由、病 弱	0857-26-3601	0857-27-3207
けん りつ はく と よう ご がっこう 県 立 白 兎 養 護 学 校 〔 発達障がい教育拠点 〕	ち てき しやう 知 的 障 がい	0857-59-0585	0857-59-1237
けん りつ くら よし よう ご がっこう 県 立 倉 吉 養 護 学 校 〔 発達障がい教育拠点 〕	ち てき しやう し たい ふ じ ゆう 知 的 障 がい、肢 体 不 自 由	0858-28-3500	0858-28-1144
けん りつ かい け よう ご がっこう 県 立 皆 生 養 護 学 校	し たい ふ じ ゆう びやう じやく 肢 体 不 自 由、病 弱	0859-22-6571	0859-38-3485
けん りつ よな ご よう ご がっこう 県 立 米 子 養 護 学 校 〔 発達障がい教育拠点 〕	ち てき しやう 知 的 障 がい	0859-27-3411	0859-27-3420
けん りつ こと うら こう とう とく べつ し えん がっこう 県 立 琴 の 浦 高 等 特 別 支 援 学 校	ち てき しやう 知 的 障 がい	0858-55-6477	0858-55-6466
とつ とり だい がく ふ ぞく とく べつ し えん がっこう 鳥 取 大 学 附 属 特 別 支 援 学 校	ち てき しやう 知 的 障 がい	0857-28-6340	0857-28-7078

(2) LD等専門員による教育相談

LD等専門員とは

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、小・中学校、義務教育学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行います。

各園や各学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

巡回相談

小学校、中学校、義務教育学校、公立幼稚園を担当のLD等専門員が計画的に訪問します。

依頼による相談活動

幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、担当LD等専門員が発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相談活動を行っています。

公立幼稚園・小学校・中学校・教育学校の担当

相談担当区域	LD等専門員	所属	電話番号
鳥取市（中学校区：東）、八頭町、智頭町、若桜町	にしこうじ まちこ 西小路真智子	とうぶ きょういく きょく 東 部 教 育 局	0857-20-3672 080-9956-5271
鳥取市（中学校区：湖東・中ノ郷・気高青谷）	ほそかわ あいか 細川 愛可	とっとりし りつはま さかしやうがっこう 鳥取市立浜坂小学校	080-1937-2208
鳥取市（中学校区：国府・福部未来学園）、岩美町	なかにし たけのぶ 中西 毅暢	いわみ ちよりついわ みきたしやうがっこう 岩美町立岩美北小学校	080-8234-9795
鳥取市（中学校区：西・北・南）	たかはし さおり 高橋 佐織	とっとりし りつきた ちゅうがっこう 鳥取市立北中学校	080-1937-2209
鳥取市（中学校区：桜ヶ丘・高草河原・千代南・江山学園・湖南学園）	うえた ようこ 上田 陽子	とっとりし りつたかくさきちゅうがっこう 鳥取市立高草中学校	090-5373-6538

そ う だ ん た ん とう く いき 相 談 担 当 区 域	え る で い - とう せん もん いん LD等専門員	し ょ 所 所 属	で ん わ ほん ごと 電 話 番 号
と っ と り し し か の が く え ん 鳥取市 (鹿野学園)、まなびの森学園	にしむら かよ 西村 佳代	とくべつしえんきょういっか 特別支援教育課	0857-26-7598
くらよしし 倉吉市	ふくやす あきら 福安 彬	くらよしやうごがっごう 倉吉養護学校	090-8998-9305
ゆり は まち ょ う ほく え い ち ょ う み さ さ ち ょ う 湯梨浜町、北栄町、三朝町	にしひら こぞ 西平 梢	ゆり は まち ょ う り つ は わ い し ょ う が つ っ ち ょ う 湯梨浜町立羽合小学校	080-1937-2210
ことうらちよ 琴浦町	かねだ のりこ 金田 典子	ちゅうぶきょういっか 中部教育局	0858-23-3252 080-9956-5272
よなごし 米子市 (*を除く)、日吉津村	たざわ りえ 田澤 理恵	よなごしりつかもしょうがっごう 米子市立加茂小学校	080-1937-2212
	かねだ みか 金田 美果	よなごしりつみなとやまちゅうがっごう 米子市立湊山中学校	080-1937-2211
さいかいなとし よなごし いちぶ 境港市、米子市の一部 (*)	まつした たまき 松下 環	さいかいなとしりつあがりみちしやうがっごう 境港市立上道小学校	080-8234-9796
さいはくぐん ひえづそんのぞ 西伯郡 (日吉津村は除く)	やまもと いづみ 山本 泉弥	ほうきちやうりつきしもとしやうがっごう 伯耆町立岸本小学校	080-1937-2213
ひのぐん 日野郡	かわかみ くみこ 川上 久美子	せいぶきょういっか 西部教育局	0859-31-9773 080-9956-5273

(*) ひこなしやうがっごう さきつしやうがっごう おおしのつしやうがっごう わだしやうがっごう ゆみがはましやうがっごう ゆみがはまちやうがっごう みほちやうがっごう
彦名小学校・崎津小学校・大篠津小学校・和田小学校・弓ヶ浜小学校・弓ヶ浜中学校・美保中学校

こうとうがっごう たんとう 高等学校の担当

そ う だ ん た ん とう く いき 相 談 担 当 区 域	え る で い - とう せん もん いん LD等専門員	し ょ 所 所 属	で ん わ ほん ごと 電 話 番 号 ふあつくす ばん ごと FAX 番 号
ぜん 全 県	にしむら かよ 西村 佳代	とくべつしえんきょういっか 特別支援教育課	0857-26-7598 0857-26-8101
とう 東 部	にしこうじまちこ 西小路真智子	とうぶきょういっか 東部教育局	0857-20-3672 0857-22-1607
ちゅう 中 部	かねだ のりこ 金田 典子	ちゅうぶきょういっか 中部教育局	0858-23-3252 0858-23-5203
せい 西 部	かわかみ くみこ 川上 久美子	せいぶきょういっか 西部教育局	0859-31-9773 0859-35-2096

(3) 生徒支援・教育相談センターの教育相談

教育全般に関する相談をお受けしています。

☎ 0857-31-3956 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

発達が気かりな幼児についての相談をお受けし、専門の指導員が相談及び個別支援を行います。

【対象者】 幼児及び保護者

☎ 0857-28-2322 FAX 0857-31-3958

東部・中部・西部の各地区で月1～2回、小児科・精神科の専門医が、不登校、発達の遅れや障がい、就学、子育て等に関する不安や悩みについて相談をお受けしています。

【対象者】 幼児、児童、生徒及び保護者、保育・教育関係者

☎ 0857-28-2322 FAX 0857-31-3958

(4) 就学相談

平成25年9月1日に、学校教育法施行令が一部改正となりました。就学先の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等についてご相談ください。就学後も、発達の程度や適応の状況等を見ながら、「個別の教育支援計画」等を活用し、学びの場を見直していけるよう、学校等とも相談を継続していきます。

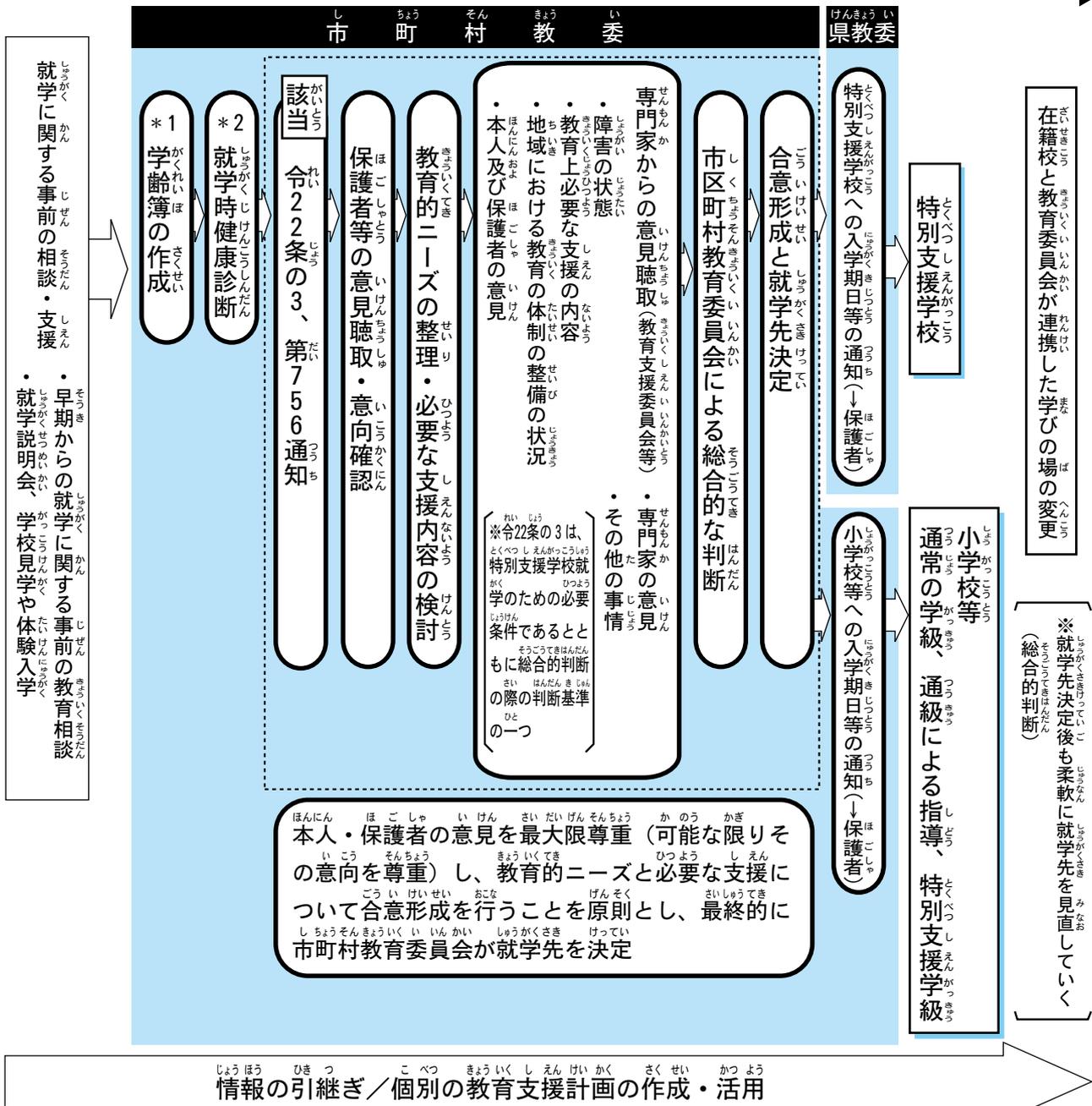
なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されます。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

時期

10/31 11/30
まで まで

1/31 4/1
まで



(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年7月))

※学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

*1 学齢簿……在住の市町村教育委員会によって区域内に住所を有する学齢児童生徒について作成される表簿

*2 就学時の健康診断……小学校・義務教育学校に就学する直前に行われる健康診断である。就学前年度の11月30日までに行われる。

(5) 特別支援学校における通学支援について

県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを運行しています。

詳細は、各特別支援学校へお問い合わせください。

○通学支援制度の現状

	【 県 単 独 】			
	きしゅくしや しせつ 寄宿舎（2施設）	つうがく びん 通学バス（23便）	つうがくし えんいんせつち 通学支援員設置	じりつし えんいんせつち 自立支援員設置
【 対 象 】	とつとりもうがっこう 鳥取盲学校 とつとりろうがっこう 鳥取聾学校 こと うらこうとうとくべつし えんがっこう 琴の浦高等特別支援学校	とつとりようご がっこう びん 鳥取養護学校（3便） はくとようご がっこう びん 白兎養護学校（6便） くらよしようご がっこう びん 倉吉養護学校（5便） かいけようご がっこう びん 皆生養護学校（2便） けんりつよなごようご がっこう びん 県立米子養護学校（7便）	がいふ いたく <外部委託> けんりつとくべつし えんがっこう 県立特別支援学校	がいふ いたく <外部委託> けんりつとくべつし えんがっこう 県立特別支援学校
【 条 件 】	つうがくごんなん じどうせいと 通学困難な児童生徒 および学校長が特に必 要を認めた児童生徒	しょうがくぶざいせき ○小学部在籍 ちゅうがくぶ ○中学部・高等部在籍で つうがくし えんけんとう いんかいとう 通学支援検討委員会等 で自力通学が困難であ ると認められた場合 つうがくじ いりょうてき ○通学時に医療的ケアが 不要 びんうんどうじかん おおむ ○1便運行時間が概ね1 時間以内 おおむ めいじょう ○概ね10名以上	かいごしや ○介護者があれば、 こうきょうこうつうきかん りよう 公共交通機関を利用 して通学可能	げつつうがく し えん 1か月通学の支援を すれば自分での通学 が可能と見込まれる 児童生徒

	【 市 町 村 等 へ の 助 成 】	【 国 の 負 担 金 ・ 補 助 金 】
	しちょうそんとう つうがくし えんこう ふきん 市町村等への通学支援交付金	しゅうがくしょうれいひ つうがくひ 就学奨励費（通学費）
【 対 象 】	じつししゆたい [実施主体] しちょうそん ほうじんかく ゆう しょう ふくし とう 市町村、法人格を有し、障がい福祉サービス等 の経験がある者等	ほごしや しんせい もと しきゅう 保護者の申請に基づき支給
【 条 件 】	かいごしや ○介護者があっても公共交通機関を利用した通 学ができない つうがくきより おおむ ○通学距離が概ね10km以上 しちょうそん しゃかいふくし ほうじんとう つうがくし えん じつし ○市町村、社会福祉法人等が通学支援を実施 げんそく るせん めいじょう ○原則1路線につき2名以上 いりょうてき ひつよう ※医療的ケアが必要なため通学バスに乗車でき ない児童生徒も含む	じたく がっこうかん たいしやう がっこう きたくさき ○自宅～学校間のみ対象。学校からの帰宅先が 一時預かりの場合は対象外

12 かんれん じぎょう 関連事業

(1) せいかつふくし しきんかじつけ じぎょう 生活福祉資金貸付事業

たいしやう しゃ 【対象者】

- 次の①もしくは②に該当する方。
 - ① 低所得世帯（市町村民税非課税程度）
 - ② 障がい者世帯（県内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯）
 - ③ 65歳以上の高齢者の属する世帯
- ②であっても一定以上の収入がある場合は対象になりません。また、障がいのある方に
関わる貸付でなければ対象となりません。
- あくまで貸付制度ですので、償還金（返済するお金）が捻出できない方、多重債務者
（他の金融機関等から多額の借入がある方）は対象になりません。

しきんしゆるい 【資金種類】

- 総合支援資金（失業者等、生活の立て直しまでの間の生活費など）
- 福祉資金（自営業のための店舗や設備の修理費、就職のための技能習得費、転宅費、障
がいの福祉機器購入費、障がいの自動車購入費、バリアフリー改修費、
医療費の自己負担額、介護保険サービスや障害福祉サービスを受給するの
に必要な費用、災害を受けた場合の復旧に要する費用など）
- 緊急小口資金（医療費の支払、給与の盗難、公的給付等の受給開始までといった、
一時的に生計維持が困難となった場合の小口資金）
- 教育支援資金（高校・大学へ進学、在学するための資金）

※総合支援資金及び緊急小口資金の貸付については、生活困窮者自立支援法に基
づく支援制度の利用が原則必要です。

- 不動産担保型生活資金（一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付）

り 【利率】

- 年利 連帯保証人がいれば無利子、連帯保証人がいなければ年 1.5% です。

※緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

- 延滞利子 年 3%（最終償還期限を過ぎますと残元金に対し加算されます。）

れんたいさいむしゃ 【連帯債務者】

- 連帯保証人が原則 1 名必要となります。
- 連帯借受人が必要となる場合があります。

(2) 駐車禁止等の規制の対象からの除外

身体障がいのある方、知的障がいのある方、戦傷病者、精神障がいのある方及び色素性乾皮症の方は、県公安委員会の指定を受ければ、使用する車両について、通行禁止、駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外される制度があります。

【対象者】

- 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、鳥取県道路交通法施行細則に規定する障がいの程度に該当する方。
- 医療受給者証の交付を受けている方で、医療費支給認定に係る疾病が色素性乾皮症である方。

【注意事項】

- 除外適用となるのは、現にその障がいのある方が使用中の車両が対象です。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

【窓口】 警察署交通課、警察本部交通企画課規制係

(3) 受診サポート手帳

他者とのコミュニケーションを取ることが困難な障がいのある方が、医療機関において円滑に診療を受けることができるよう、医療機関に一人ひとりの健康状態や特性を伝えるための手帳です。

【対象者】

障がいのため、他者とのコミュニケーションをとることを苦手としている方。

【記載内容】

手帳には、利用されるご本人やその保護者・支援者が、診療にあたって医療機関にお願いしたいことやコミュニケーションの取り方、健康に関する情報などを記入します。

【配布場所】 市町村福祉担当課、鳥取市保健所、県各総合事務所県民福祉局、

児童相談所、総合療育センター、療育園、皆成学園、
精神保健福祉センター、鳥取大学医学部附属病院 等

(4) あいサポート運動

鳥取県では、誰もが暮らしやすい社会（共生社会）を目指し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていることを理解し、日常生活において、ちょっとした手助けを行う意欲のある方に「あいサポートバッジ」を身につけ、「あいサポーター」になっていただく『あいサポート運動』を推進しています。また、従業員等へ「あいサポーター研修」などを行い、「あいサポート運動」を推進する企業・団体を『あいサポート企業・団体』として認定しています。このほか、当事者団体と連携しながら啓発パンフレットを配布するなど、地域住民の理解を深め、障がいのある方の地域移行と社会参加の促進を図ります。

また、島根県、広島県、長野県、奈良県、山口県、岡山県、和歌山県、埼玉県富士見市及び埼玉県三芳町、埼玉県秩父市とその周辺4町、北海道登別市、大阪府大阪市、京都府長岡京市、京都府福知山市、埼玉県狭山市、北海道苫小牧市、大阪府和泉市、埼玉県川口市、埼玉県和光市、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、埼玉県吉川市、埼玉県松伏町、埼玉県加須市、茨城県取手市、愛媛県、愛知県名古屋市及び青森県三沢市並びに江原特別自治道（韓国）（令和7年6月時点）、連携してあいサポート運動に取り組んでいます。

そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

(5) 障がい児者在宅生活支援

県では、市町村と共同で障害者総合支援法等の対象とならないサービスについて、障がいのある方の地域移行や自立した生活が行えるように支援します。

鳥取県施設入所障がい児者在宅生活支援事業

【対象者】

次のいずれかに該当する障がい児者。

- 障がい者支援施設に入所しており、障害者総合支援法の援護の実施者が県内の市町村である施設入所者（施設通所者を除く）。
- 障がい児入所施設に入所している障がい児（通所児童を除く）。
- 地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者。
- 自立に向けての一時帰宅を行う共同生活援助（グループホーム）に入居している方。

たいしやう

【対象サービス】

きやたくかい ごおよ こうどうえん ご
居宅介護及び行動支援

げんそく ひとり あ ねんかん じかん じやうげん じゅうど かた さいだい じかん
※原則として、1人当たり年間20時間が上限（重度の方は最大40時間）

りやうしゃ ふたん しょうがいしゃ そうごう し えんほう りやうしゃ ふ たんがく そうどう かく
【利用者負担】 障害者総合支援法の利用者負担額に相当する額

まど ぐち しちやうそんふく し たんどう か
【窓口】 市町村福祉担当課

とっとりけんやう いりやうしやう じしやざいたくせいかつ し えん じぎやう 鳥取県要医療障がい児者在宅生活支援事業

1. 家庭外看護師派遣支援事業

【事業概要】

じやうじまた てきじ いりやうこうい ひつやう しょう じしや こうみんかん かていがい かつどう ばしよ にん
常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者が、公民館など家庭外の活動場所に4人以上集まり、看護師等の派遣を受ける場合に、看護師等派遣費用を助成する。

【対象者】

じやうじまた てきじ いりやうこうい ひつやう しょう じしや
常時又は適時医療行為を必要とする障がい児者。

いりやうこうい はんい けいかんえいよう きやういん どうようどう
【医療行為の範囲】 経管栄養、たんの吸引、導尿等

【補助対象経費】

かん ごしどう はけん ひやう ひとり かい はけん ぶん あ えん じやうげん
看護師等派遣費用（1人1回の派遣につき、30分当たり4,150円が上限）

りやうしゃ ふたん
【利用者負担】 1 / 3

まど ぐち しちやうそんふく し たんどう か
【窓口】 市町村福祉担当課

2. エアーマットレスレンタル助成事業

【事業概要・対象者】

じやくそう たか たいい へんかん じやうじかいじよ ひつやう じゅうど しんたいしやう じしや かてい
褥瘡リスクが高く、体位変換することに常時介助が必要な重度身体障がい児者が、家庭内にエアーマットレス（体位変換機能付を含む）を配置するためのリース費用を助成する。

【補助対象経費】

エアーマットレスのリース（賃借）費用（1月10,000円を上限）

りやうしゃ ふたん せんえん みまん き す
【利用者負担】 1 / 3（千円未満切り捨て）

まど ぐち しちやうそんふく し たんどう か
【窓口】 市町村福祉担当課

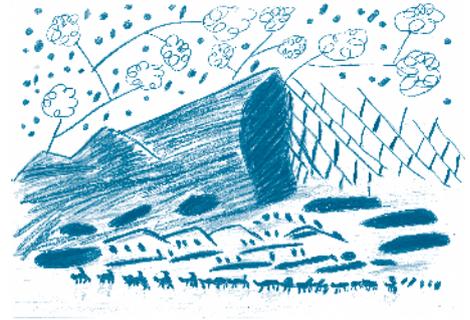
3. 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

【事業概要】

じぎやうしよ にちじやうてき いりやうこうい ひつやう しょう じしや う い していきじゆん いじやう かん ごし
事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れて、指定基準以上の看護師等を配置した場合又は看護師等の派遣を受ける場合又は移動支援等を行う事業所が、要医療障がい児者の移動支援のために看護職員の派遣を受ける場合に、看護師等の配置又は派遣利用の費用と介護給付費等の差額相当を助成する。

ほ じょたいしやう じ ぎやうしよ
【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所
- 居宅介護事業所（通院等介助、通院等乗降介助）
- 重度訪問介護（移動支援部分に限る）
- 市町村の移動支援事業を行う移動支援事業所



ほ じょたいしやうけい ひ
【補助対象経費】

- 指定基準以上に看護師等を配置する経費
- 1日につき30分を超えて看護師等の派遣を利用する経費（指定生活介護事業所等は対象外）

まど ぐち しちやうそんふくしたんとう か
【窓 口】 市町村福祉担当課

やう いりやうしやう じ しゃうけいれ じ ぎやうしよ いりやう き き こうにゆうじよせい じ ぎやう
4. 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

じ ぎやうがいやう
【事業概要】

事業所が、日常的に医療行為の必要な障がい児者を受け入れるため、看護職員又は医療専門職を配置し、その受入に必要な医療機器を購入するための費用を助成する。

ほ じょたいしやう じ ぎやうしよ
【補助対象事業所】

- 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む。）
- 指定放課後等デイサービス事業所等（同上）
- 指定生活介護事業所等（同上）
- 指定就労継続支援B型事業所
- 日中一時支援事業所

※過去に2回本補助金の交付を受けた事業所は対象外。

ほ じょたいしやうけい ひ
【補助対象経費】

医療行為や治療の実施に必要な医療機器の購入費用（1事業所あたり1,000,000円が上限。ただし、2回目に本補助金の交付を受ける場合は、1,000,000円から1回目の補助対象経費を引いた額が上限。）

まど ぐち しちやうそんふくしたんとう か
【窓 口】 市町村福祉担当課

じゅうどしやう じ しゃ ちいきい こうすいしん じ ぎやう
5. 重度障がい児者地域移行推進事業

じ ぎやうがいやう
【事業概要】

医療的ケアが必要な重度障がい児者が利用するグループホーム等を活用した日帰り体験事業又は宿泊体験事業を実施する団体の活動経費を助成する。

ほ じょたいしやう じ ぎやうしよ
【補助対象事業所】

ち いき い こうまた じ りつ せいかつ む ひ がえ たいけん じ ぎやうまた しゆくはくたいけん じ ぎやう おこな
地域移行又は自立した生活に向けて日帰り体験事業又は宿泊体験事業を行うグループ
ホーム等を運営するNPO法人等。

ほ じょたいしやうけい ひ
【補助対象経費】

- たいけん じ ぎやう し えん かん ご し およ せいかつ し えんいん かか じんけん ひ
体験事業を支援する看護師及び生活支援員に係る人件費
- いりやうやう び ひんこうにやう ひ
医療用備品購入費
- じ む ひ
事務費

じ ぎやうしよ ふ たん
【事業所負担】 なし～1/2 ※市町村により異なる。

まど ぐち し ちやうそんふく し たんとう か
【窓 口】 市町村福祉担当課

とつとりけんじやう ど しんたいしやう じ しゃとうざいたくせいかつ し えん じ ぎやう
鳥取県重度身体障がい児者等在宅生活支援事業

にやういん じ つきそい い らいじよせい じ ぎやう
1. 入院時付添依頼助成事業

じ ぎやうがいやう
【事業概要】

じやうじ つ そ もと じやうしやうしんしんしやう じ しゃとう にやういん じ ほ ごしや つ そ
常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等の入院時に、保護者による付き添い
いち じてき たいたい かぞく いがい もの いらい ひやう じよせい
の一時的な代替を家族以外の者に依頼する費用を助成する。

たい しやう しゃ
【対象者】

- つぎ
次のいずれかに該当する障がい児者。
- じやうしやうしんしんしやう じ しゃ
重症心身障がい児者。
- しんたいしやうがいしゃ てやう きさい しんたいじやう しやう ていど いっきやうまた じゆん せんてんせいしんけい
身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる先天性神経
きんしつかん しやう じ しゃ
筋疾患の障がい児者。
- しんたいしやうがいしゃ てやう きさい しんたいじやう しやう ていど いっきやうまた じゆん どうぶがいしやう
身体障害者手帳に記載された身体上の障がいの程度が一級又はこれに準ずる頭部外傷、
こうてんせいのおしつかん も せきすいそんしやう しやう じ しゃ
後天性脳疾患若しくは脊髄損傷の障がい児者。

じやうど ほうもんかいご りやう かた りやう じやうせん
※重度訪問介護が利用できる方は、その利用を優先。

ほ じょたいしやうけい ひ
【補助対象経費】

- つきそいを いらい ひやう じかん えん じやうげん
付き添いを依頼する費用（1時間あたり1,650円を上限）
- ねんかん じかん じやうげん
年間140時間を上限

りやうしゃ ふ たん
【利用者負担】 1/3

まど ぐち し ちやうそんふく し たんとう か
【窓 口】 市町村福祉担当課

か ていないはいたん ほ じよそう ち じよせい じ ぎやう
2. 家庭内排痰補助装置助成事業

じ ぎやうがいやう
【事業概要】

じやう じ また すい じ はいたん おこな ひつやう しやう じ しゃ か ていない はいたん ほ じよそう ち はいち
常時又は随時排痰を行うことが必要な障がい児者が家庭内に排痰補助装置を配置するた
めのリース費用を助成する。

【対象者】

次のいずれにも該当する重度身体障がい児者等。ただし、医療保険制度により排痰補助装置加算が適用される場合は支給対象外。

- 県内に居住し、在宅生活を送っていること
- 身体障害者手帳の交付を受けていること
- 神経・筋疾患又は脊髄損傷若くは脳原性麻痺に起因する痙直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全の症状のため、常時又は随時排痰を行う必要があること

【対象となる医療器具】

排痰補助装置（肺に貯留した分泌物を効果的に排出することができる医療器具）

【補助対象経費】

排痰補助装置のリース（賃借）費用（1月当たり23,100円を上限）

【利用者負担】 1 / 3

【窓口】 市町村福祉担当課

鳥取県身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

【対象者】

県内に在住し、4分法平均聴力が両耳ともに30デシベル以上又は、片側が30デシベル以上で医師が装用効果を認めるもので、身体障害者手帳の交付の対象ではない、18歳に達する日（誕生日前日）以降の最初の3月31日までの間にある難聴児。

※身体障害者手帳交付対象となる場合、又は最多市町村民税所得割課税者の課税額が46万円以上の場合は助成対象外。

【補助対象経費】

- 補聴器購入に係る経費（原則片耳「耳かけ型」）。ただし、医師の意見書等により、両耳装用も可。
- 同一児童に対し、新たに補聴器の購入に要する経費又は耐用年数の経過後に補聴器を更替する経費並びに破損等による修理に係る経費。
- 本事業を利用し購入した補聴器を耐用年数の経過前に故意によらず紛失した場合、又は故意によらず破損し修理不能な場合の補聴器を再購入する経費。

【利用者負担】 1 / 3

【窓口】 市町村福祉担当課

とっとりけん じ どうはったつ し えん り ようしや ふ たんきんけいげん じ ぎょう
鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業

【対象者】

けんない ざいじゅう ほ ごしゃ じ どうはったつ し えん り よう じ どう よういく かた
 県内に在住する保護者のうち、児童発達支援センターを利用する児童を養育している方

【軽減内容】

対 象	軽 減 内 容
(1) 児童発達支援センター及び保育所等に 通う児童がいる保護者 (2人目の児童が児童発達支援センターに 通っている場合に限る。)	○児童発達支援センター及び保育所等に 通う児童のうち、2人目の利用者負担金を1/2 に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(2) 児童発達支援センターのみに通う児童が 2名以上いる保護者	○児童発達支援センターに通う児童のうち、 2人目の利用者負担金を1/2に軽減 (第3子以降は無料に軽減)
(3) 第3子以降の児童が児童発達支援セン ターに通っている保護者	○児童発達支援センターに通う第3子以降の 利用者負担金を無料に軽減

【窓 口】 市町村福祉担当課

とっとりけんしやう じ しゃ ち いきせいかつたいけん じ ぎょう
鳥取県障がい児者地域生活体験事業

じたく す ごして いる 障がいの ある 方 で、アパ ー ト 等 で 自 立 し た 生 活 を 送 り たい と 考 え て
 いる 方 に、一 人 暮 ら し を 体 験 し て も ら い ます。

【対象者】

まん さい いじょう しょう かた けんない おやもとう じたく きよじゅう かた しせつ にゅうしよ
 満15歳以上の障がいのある方で、県内の親元等の自宅に居住している方、施設に入所
 している方、または精神病院に入院中の退院可能な状態であり、地域生活への移行につい
 て支援を受けている方で、将来アパート等での自立した生活を考えている方。

【事業内容】

しょう じ しゃ ち いきせいかつたいけん じ ぎょう じ しゃ うんえい しせつ ひがえ れんぞく
 障がい児者地域生活体験事業実施事業者が運営している施設にて、日帰りから連続3か
 月間程度宿泊しながら、職場や通所施設に通い、自立生活を体験していただけます。

【窓 口】 市町村福祉担当課

とっとりけんしょう じしゃちいせいかつたいけんじぎょうじっしじぎょうしよいちらん
鳥取県障がい児者地域生活体験事業実施事業所一覧

し せつ しゅ べつ 施 設 の 種 別	し せつ 施 設	めい 名	じゅう しょ でん わ ばん ごう 住 所 ・ 電 話 番 号
たい けん ほー む がた 体 験 ホー ム 型	じりつせいかつたいけんしつ 自立生活体験室		よなごし く め ちやう 米子市久米町 296 ☎ 0859-31-2169
	せい かつ たい けん し つ アプローズ生活体験室		とっとりしにしほんじ 鳥取市西品治 148-1 ネクスス 148 103 号室 ☎ 0857-30-4635
	せい かつ たい けん 生活体験ホームかわさき	われ も こ う 吾亦紅	よなごし かわさき 米子市河崎 1414 ☎ 0859-21-4123

じゅう ど しょう じしゃ いりやうがた せいびとうじぎょう
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

いりやう き かんとう じっし いりやうがた し えん じゅう ど ほうもんかいご じぎょうしよ
医療機関等が実施する医療型ショートステイを支援するとともに、重度訪問介護事業所
とう とう かぞく か りやうしゃ みまも とう おこな ばあい ひやう じよせい
等のヘルパー等が家族に代わって利用者の見守り等を行う場合の費用を助成します。

たい しやう しゃ
【対象者】

けんない ざいじゅう いりやうてき ひつやう じゅう ど しょう じしゃ
県内に在住する医療的ケアの必要な重度障がい児者

いりやうてき ひつやう じゅうしやうしんしんしやう じしゃ じゅうどしたいふ じゆうじしゃ しょうがいふくし
※医療的ケアの必要な重症心身障がい児者、重度肢体不自由児者など障害福祉サービスの
いりやうがたたん きにゅうしよ しちやうそん しきゅうけつてい う かた
医療型短期入所について、市町村による支給決定を受けた方。

りやうしゃ ふたん わり
【利用者負担】 1割

※ただし、ていしよとく りゆう しょうがいしゃそうごう し えんほう しょうがいふくし りやう かん
低所得などの理由により障害者総合支援法の障害福祉サービス利用に関する
りやうしゃ ふたん りやうしゃ ふたん
利用者負担がない利用者については負担なし

そうだんまどぐち
【相談窓口】

とうぶ けんりつちやうおうびやういん かんじゃ し えん
東部：県立中央病院（患者支援センター）

とっとりし えづ
鳥取市江津 730 ☎ 0857-21-8501 FAX 0857-21-8507

とっとりし りつびやういん ちいき いりやうそうごう し えん かんじゃ
鳥取市立病院（地域医療総合支援センター 患者サポートセンター）

とっとりし まとば
鳥取市市場 1-1 ☎ 0857-37-1522 FAX 0857-37-1587

ちやうぶ こうえきしゃだんほうじんとっとりけんちやうぶ い し かいりつ み ささおんせんびやういん ちいき いりやうれんけいしつ
中部：公益社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院（地域医療連携室）

とうはくぐん み ささちやうやまだ
東伯郡三朝町山田 690 ☎ 0858-43-1321 FAX 0858-43-2732

しゃかい いりやうほうじんじんこうかい ふじ い まさ お き ねんびやういん ちいきれんけいしつ
社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院（地域連携室）

くらよし しやまね
倉吉市山根 43-1 ☎ 0858-26-2111 FAX 0858-26-2112

けんりつこうせいびょういん かんじゃ し えん ち いきれんけい ひ がえ
県立厚生病院（患者支援・地域連携センター） ※日帰りのみ
 くらよし し ひがしやう わ まち
 倉吉市東昭和町 150 ☎ 0858-22-8181 FAX 0858-22-1350

せいぶ しゃかい いりょうほうじんどうあいかい はくあいびょういん かんじゃ し えん ぶ いりょうそうだんしつ
西部：社会医療法人同愛会 博愛病院（患者支援部医療相談室）
 よな ご しりょうみつやなぎ
 米子市両三柳 1880 ☎ 0859-48-0377 FAX 0859-29-6322

しゃかい いりょうほうじんどうあいかい はくあい はったつ ざいたく し えん
社会医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック
 よな ご しりょうみつやなぎ
 米子市両三柳 1880 ☎ 0859-29-8010 FAX 0859-29-8020

【その他】

いりょうがた ショートステイを じっし 実施する 医療機関等の他に 主治医がある場合は、紹介状が
 ひつよう 必要。

N I C Uからの地域移行支援事業

しゅうがくまえ こ えぬあいしーゆーどう しんせいじ しゅうちゅう ちりょうしつおよ しゅうちゅう ちりょうしつどう ちりょう お
 就学前の子どもが、NICU等（新生児集中治療室及び集中治療室等）での治療が終わ
 り、いりょう きかん から じたく かえ あいだ ほうもんかん ご ほうもん せいど りりょう ばあい かん ご
 医療機関から自宅に帰る間に訪問看護や訪問リハビリ制度を利用した場合、その看護
 しょう はけん ひよう じよせい
 師等派遣費用を助成します。

【対象者】

えぬあいしーゆーどう にゅういん しゅうがくまえ こ にゅういんちゅう ほうもんかん ご しょう し えん ひつよう いりょう き
 NICU等に入院した就学前の子どもで、入院中に訪問看護師等の支援が必要と医療機
 かんどう はんだん こ
 関等が判断した子ども。

【利用者負担】 なし

【補助対象事業所】 けんないほうもんかん ご じぎょうしょ ほうもんかん ご とう
 県内訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等

【補助概要】

区 分	助 成 内 容
ケース検討会	6,000円／1回 + 移動旅費
入院中支援	12,000円／1回 + 移動旅費
外泊時支援	14,000円／1回 + 移動旅費

【窓 口】 けんないかくほうもんかん ご じぎょうしょ ほうもんかん ご とう
 県内各訪問看護事業所（訪問看護ステーション）等

かんれんじぎょう
関連事業

(6) 障がい者の情報バリアフリー化支援

県では障がいのある方の社会参加を促進するため、情報通信機器を利用している方、利用を希望する方等への支援を行っています。

【相談窓口・申込先】

鳥取県障がい者 ICT サポートセンター

倉吉市山根 540-6 パープルビルⅡ 4F (有限会社ほうき内)

☎ 0858-26-5800 FAX 0858-26-6805 E-mail : info@tottori-ict.net

ホームページ <https://tottori-ict.net>

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口

鳥取県障がい者 ICT 相談窓口により、ICT 機器の利活用の相談、貸出等を行っています。詳しくは相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

県内の障がいのある方、又はその家族等で、ICT 機器に関する相談、貸出等を希望する方。

【事業内容】

ICT 機器の利用方法やトラブルの相談（電話やメール、来所での対応）、ICT 機器（パソコン、タブレット等）の貸出、地域別研修会の開催等。

障がい者のためのパソコンボランティア養成派遣事業

パソコン講習会に参加が困難な障がいのある方のために、パソコンボランティアが自宅等へ出向いてパソコンに関する指導等を行います。詳しくは、相談窓口・申込先へご相談ください。

【対象者】

パソコン講習会への通所参加が困難な障がいのある方、又はその家族等で、パソコンやインターネット等の指導を希望する方。

【講習内容】

ICT 端末の基本操作、文書の作成、インターネットの利用、電子メールの送受信、その他アプリケーションソフトの基本操作等。

(7) ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。(7月20日は、ヘルプマークの日に定められています。)

平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称：あいサポート条例)を施行し、この条例の中で、県民又は事業者は、配慮又は支援を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めることを定めました。

配慮又は支援を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」(ストラップ型、バッジ型)について、本県においても平成30年2月1日から配布しています。

また、令和3年6月1日より、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのヘルプカード(ヘルプマークのカード型)も配布しています。ヘルプカードは、県のホームページからダウンロードし、印刷することも可能です。

【対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

【配布条件】

- ・県内に住所地等(勤務地、利用施設・事業所所在地等)がある方で、ご希望の方に無償で配布します。
- ・配布にあたり、障害者手帳、身分証明書、申請書等の提示は不要です。
- ・ヘルプマークの配布はお一人につきストラップ、バッジのどちらか1個です。
- ・ヘルプカードの配布はお一人につき1枚です。
- ・ヘルプマークとヘルプカードはお一人にそれぞれ配布可能です。
- ・ご家族や支援者等の代理人による受取りも可能です。
- ・団体としての一括での受取りはご相談ください。

※配布の際、今後の参考とするため「援助や配慮を必要とする状態」(障がい等の種別)

についておたずねしますので、ご理解とご協力をお願いします。

【主な配布窓口】

- ・鳥取県内市町村(支所・分庁舎含む)障がい福祉関係課窓口
- ・鳥取県庁障がい福祉課
- ・鳥取県中部総合事務所県民福祉局

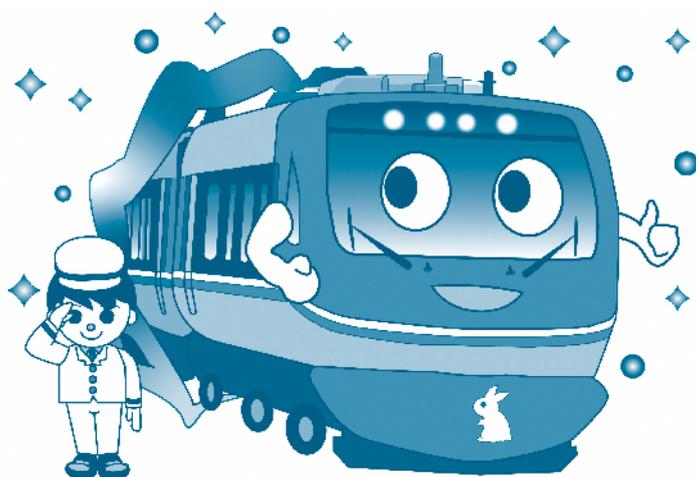
- とっとりけんせい ぶ そうごう じ む しょけんみんふく しきょく
鳥取県西部総合事務所県民福祉局
- ひ の しんこう ひ の しんこうきょく
日野振興センター日野振興局
- しゃかいふく し ほうじん とっとりけんしゃかいふく しきょう き かい
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

※その他の配布窓口は、県障がい福祉課のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/270992.htm>

ヘルプマークを見かけた方へのお願い

- れっしゃ なか せき ゆず
列車・バスの中で席をお譲りください。
がいけん けんこう み つか かわ つづ おな し
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要とすることが外見からはわからないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
- えき しょうぎょう し せつとう こえ はいりよ ねが
駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
こうつう きかん じ ことう とつぱつてき で きごと たい りんき おうへん たいおう こんなん かた
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。
- さいがい じ あんぜん ひ なん し えん ねが
災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。
しょう じょうきょう は あく むずか かた じりき じんそく ひ なん こんなん かた
障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。
※ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。



(8) 福祉の店

障がいのある方が福祉事業所等で製作した商品を販売するお店です。

レインボウ (〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎内)

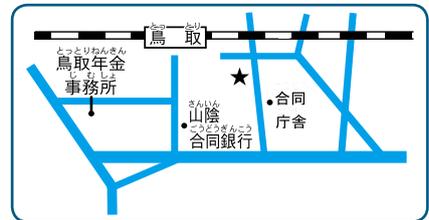
☎・FAX 0857-20-3865

営業時間 / 9:30 ~ 16:30

駐車場 / 鳥取市役所駅南庁舎内の駐車場を利用

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…障がいのある方と地域社会、そして障がいのある方の自立への「かけはし」となるようにとの願いを込めたもの。



ユーカーリ (〒680-8571 鳥取市幸町71 鳥取市役所市民交流棟1階)

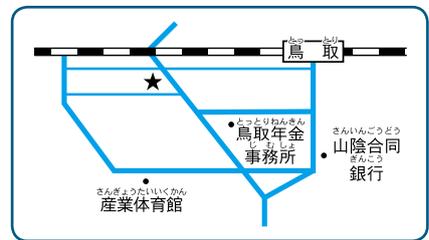
☎・FAX 0857-22-1765

営業時間 / 9:30 ~ 16:30

駐車場 / 鳥取市役所本庁舎の駐車場を利用

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

店名の由来…すくすくと成長するユーカーリの木のように皆の願いも大きく叶えられるようにと想いを込めたもの。



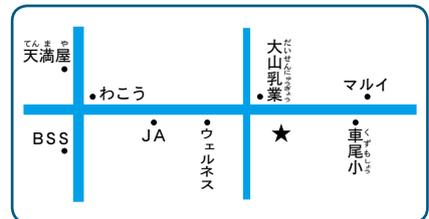
おおぞら (〒683-0005 米子市中島2丁目1-33)

☎・FAX 0859-23-0825

営業時間 / 10:00 ~ 17:00 駐車場 / あり

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

店名の由来…「おおぞら」のように広く人々を包み込むような地域交流の場としたいとの想いを込めたもの。



おおぞら米子市役所店 (〒683-0823 米子市加茂町1丁目1 米子市役所本庁舎1階ロビー)

☎ / なし 営業時間 / 10:00 ~ 15:00

定休日 / 土曜日、日曜日、祝祭日、盆・年末年始

駐車場 / 米子市役所の駐車場を利用

毎月17日は「いいなの日」土・日になる場合は前日

はまこ 浜っ子 (〒684-0005 境港市松ヶ枝町28-4 水木しげるロード沿い)

☎・FAX 0859-44-3666

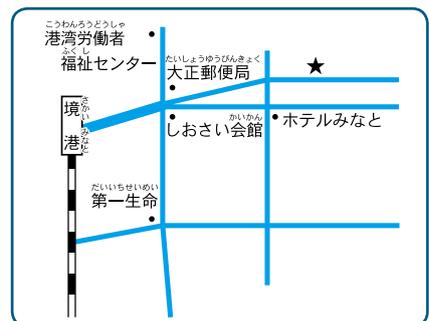
営業時間 / 10:00 ~ 18:00

冬季(12月から3月)は10:00 ~ 17:00

駐車場 / なし

定休日 / 木曜日、年末年始

店名の由来…海・浜といった「さかいみなど」らしく、元気で明るいイメージの「浜っ子」。



13 かんれん 関連する しよせいど 諸制度

(1) かいご ほけんせいど 介護保険制度

- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しゃかいぜんたい 社会全体で こうれいしゃかいご 高齢者介護を支える仕組みです。
- 原則として、65歳以上の方が、日ごろの生活で介護が必要になったとき、介護保険のサービスが利用できます。
- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しちょうそん 市町村が運営します。
- 入所サービスにおける「きょじゅうひ 居住費（たいざいひ 滞在費）」と「しょくひ 食費」、つうしょかいご 通所介護サービス・つうしょ 通所リハビリテーションにおける「しょくじ 食事」については、りようしゃ 利用者のご負担とされています。

かいご ほけんりょう 介護保険料

- 40歳から64歳までの方の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。
- こうれいしゃ 高齢者（65歳以上）の方の保険料の額は、しちょうそん 市町村ごとに、また、しよとく 所得に応じて異なります。

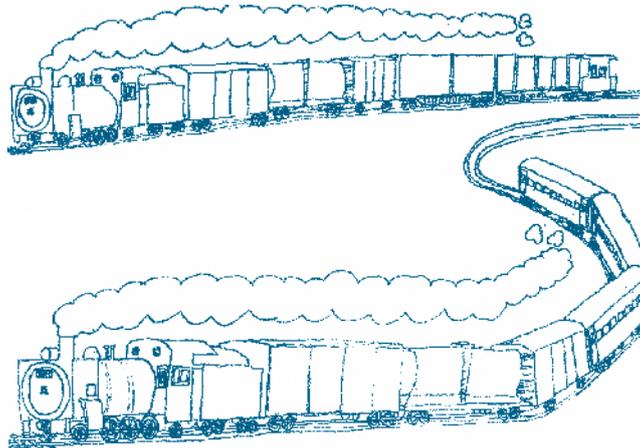
※ 65歳以上の方で

ねんがく 年額 18万円以上の まねん いじょう 老齢・ろうれい 退職年金、たいしょくねんきん 障害年金及び しょうがいねんきんおよ 遺族年金を受けている方

……ねんきん 年金から てんび 天引きされます。

じょうき いがい 上記以外の方 …… しちょうそん 市町村に ちよくせつおさ 直接納めます。

- ※ しんたいしやう 身体障がい者 しゃりやう ごしせつ 療護施設、こくりつびやういん きこう 国立病院機構の びやういんとう 病院等の じゅうしやうしんしんしやう 重症心身障がい児（者）じ 病棟、きやうごしせつ 救護施設などに にやうしょ 入所している方は、かいご ほけん 介護保険の ひ ほけんしや 被保険者とならないため、ほけんりやう 保険料を はら 払う必要はありません。



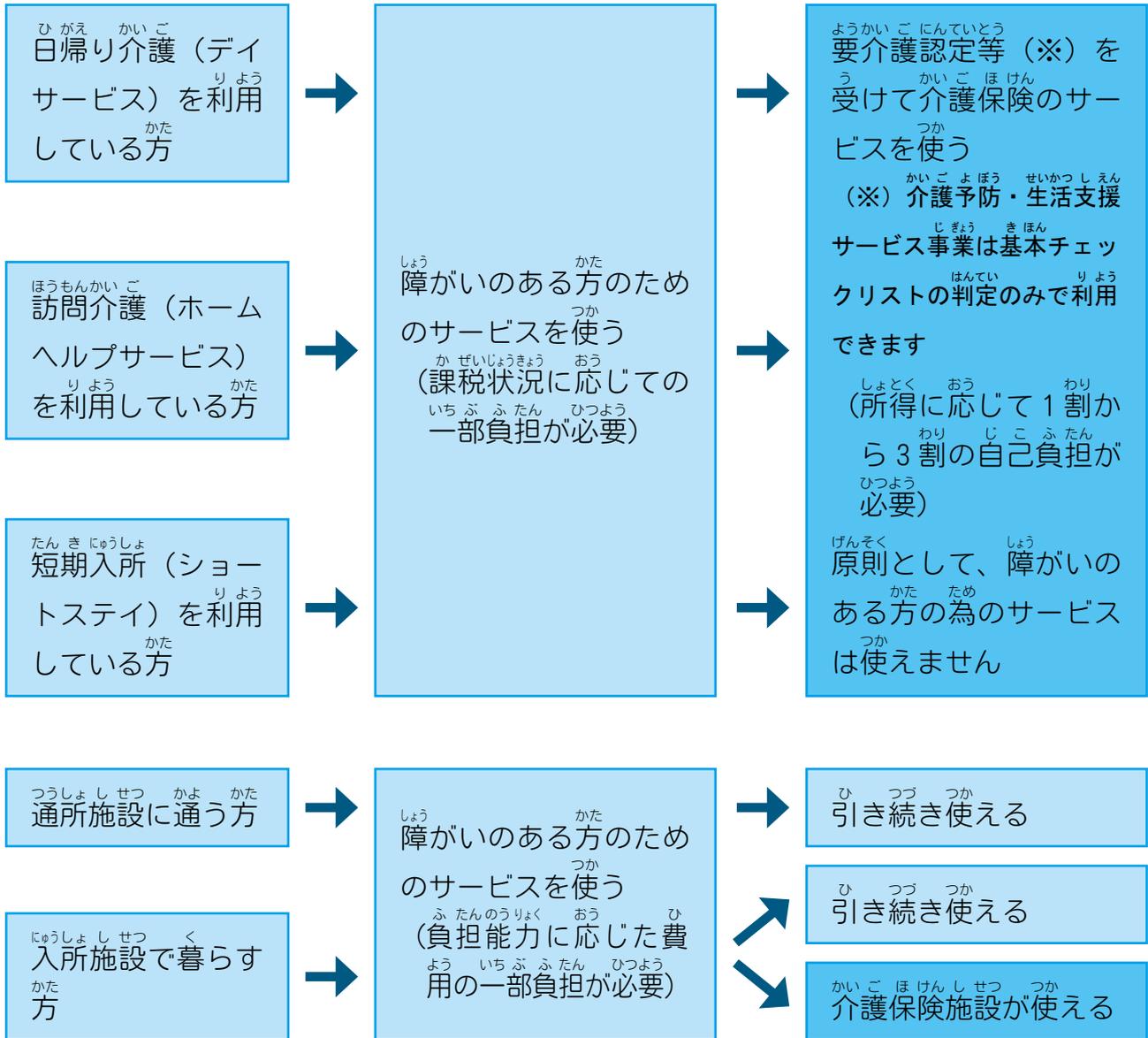
しょうがいのある方のサービスと介護保険サービスのしくみ

40歳

(保険料を払い始める)

65歳

(介護サービスを受け始められる)



※40歳から64歳までの方で、初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気等により要介護(要支援)状態になった場合には介護保険のサービスが受けられます(所得に応じて1割から3割の自己負担が必要)。

くじょう もうしで そうだん 苦情の申出・相談

かいご ほけん かん くじょう もうしで ぼあい 【介護保険サービスに関する苦情の申出の場合】

- 介護保険サービスを提供する事業所や施設
- 市町村の介護保険担当課
- 鳥取県国民健康保険団体連合会
- 県中・西部総合事務所県民福祉局
(県東部は全て鳥取市で担当します)

☎ 0857-20-3680

かいご ほけん かん そうだん ぼあい 【介護保険に関する相談の場合】

※介護保険について詳しく知りたい方は、次のところにお尋ねください。

- 市町村の介護保険担当課
- 県中・西部総合事務所県民福祉局
中部総合事務所県民福祉局
西部総合事務所県民福祉局
- 県長寿社会課介護保険・施設担当

☎ 0858-23-3128

FAX 0858-23-4803

☎ 0859-31-9314

FAX 0859-34-1392

☎ 0857-26-7860

FAX 0857-26-8168

(2) なんびょうかんじゃ し えん 難病患者支援

とっとり いりょう とうとりし とっとりだいがく い がく ぶ ふ そくびょういん よなごし なんびょうそうだん し えん
鳥取医療センター（鳥取市）と鳥取大学医学部附属病院（米子市）に「難病相談・支援
センター」を設置し、難病患者及びその家族に、療養生活に必要な情報提供や相談を行っ
ているほか、在宅で療養中の難病患者へ訪問看護等の支援も行っています。

そうだんまどぐち 【相談窓口】

とっとりし ほけんしよ
鳥取市保健所

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4

☎ 0857-30-8532

FAX 0857-20-3962

ちゅうぶ そうごうじ むしよくらよし ほけんしよ
中部総合事務所倉吉保健所

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

☎ 0858-23-3142

FAX 0858-23-4803

せいぶ そうごうじ むしよよなご ほけんしよ
西部総合事務所米子保健所

〒683-0054 米子市鞆町1丁目160

☎ 0859-31-9317

FAX 0859-34-1392

なんびょうそうだん し えん とうとり
難病相談・支援センター鳥取

〒689-0203 鳥取市三津876

☎・FAX 0857-59-0510

なんびょうそうだん し えん よなご なんびょうい りょうれんらくきょうぎ かい
難病相談・支援センター米子 難病医療連絡協議会

〒683-8504 米子市西町36-1

☎ 0859-38-6986

FAX 0859-38-6985

難病医療費助成制度

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができる制度です。

【対象者】

難病のうち、国が定めた基準に該当する348疾病に罹患していると認められる方で、病状の程度が国の定める程度にある方。

- 対象疾病一覧（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

【医療費助成の内容】

医療受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に関する医療や、介護サービスが対象となります。受診の際には、都道府県の指定を受けている医療機関かどうか、あらかじめご確認ください。

- 鳥取県の指定医療機関一覧 <https://www.pref.tottori.lg.jp/252180.htm>

※医療受給者証は、毎年度更新申請が必要です。

1. 医療の給付

入院治療、外来治療、薬局での調剤費用、医療保険を利用した訪問看護

※保険適用外の費用やサービスは対象外

2. 介護の給付

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

3. 医療費の負担

医療保険上3割負担である患者の方が医療費助成の支給認定を受けた場合、自己負担上限月額を上限として、患者の方の負担は総医療費の2割となります。（※対象となる医療費に限る）

なお、1割負担となっている患者の方は、そちらが優先されます。

自己負担上限月額^{じこふたんじょうげんげつがく}は、世帯員^{せたいいん}の市町村民税額^{しちょうそんみんぜいがく}に応じて決まります。^{おうき}（表参照^{ひょうさんしやう}）

階層区分 ^{かいそうくぶん}	階層区分の基準 ^{かいそうくぶんのきじゆん}		患者負担割合：2割 ^{かんじやふたんわりあい}		
			自己負担上限月額 ^{じこふたんじょうげんげつがく}		
			一般 ^{いっばん} （※1）	高額かつ長期 ^{こうがくちやうき} （※2）	人工呼吸器等装着者 ^{じんこうこきゅうきとうそうちやくしや} （※3）
生活保護 ^{せいかつほご}	—		0円 ^{0えん}	0円 ^{0えん}	0円 ^{0えん}
低所得1 ^{ていしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 非課税 ^{ひかせい} (世帯) ^{せたい}	本人収入 ^{ほんにんしゅうにゅう} ～80万9千円 ^{まんせんえん}	2,500円 ^{2,500えん}	2,500円 ^{2,500えん}	1,000円 ^{1,000えん}
低所得2 ^{ていしよとく2}		本人収入 ^{ほんにんしゅうにゅう} 80万9千超～	5,000円 ^{5,000えん}	5,000円 ^{5,000えん}	
一般所得1 ^{いっばんしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 課税以上7.1万円未満 ^{かせいじやう まんえん みまん}		10,000円 ^{10,000えん}	5,000円 ^{5,000えん}	
一般所得2 ^{いっばんしよとく2}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 7.1万円以上25.1万円未満 ^{まんえん いじやう まんえん みまん}		20,000円 ^{20,000えん}	10,000円 ^{10,000えん}	
上位所得1 ^{じやういしよとく1}	市町村民税 ^{しちょうそんみんぜい} 25.1万円以上 ^{まんえん いじやう}		30,000円 ^{30,000えん}	20,000円 ^{20,000えん}	
入院時の食事等 ^{にゅういんじ しよくじとう} （※4）			全額自己負担 ^{ぜんがくじこふたん}		

- ※1：「高額かつ長期」「人工呼吸器等装着者」に該当しない方。
 - ※2：医療費助成の支給認定を受けた時から、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方に適用。（例えば、医療費の自己負担分が1万円を超える月が年間6回以上ある方）
 - ※3：人工呼吸器等を使用されている方のうち一定の基準を満たす方。詳しくは各保健所までお問い合わせください。
 - ※4：原則全額自己負担となります。
- 【申請先・窓口】 各保健所

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成とは、特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病にかかっている原則として18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）の児童等。

※毎年度、更新申請が必要です。

【対象となる疾病（16疾患群、801疾患）】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患に属する疾病（※一定の基準があります。）

【利用者負担】 申請者等の市町村民税の課税状況等に応じた自己負担

【申請先・窓口】 各保健所

鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業助成金

鳥取県が認定した小児慢性特定疾病児童等が、認定された疾病の治療等のために長期入院する場合、保護者の付き添いにかかる費用の一部を助成する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病児童等の保護者であり、次のすべてを満たす方。

- 小児慢性特定疾病の治療等のために6日以上入院する受診者に対して、保護者が病院に5泊以上して付き添いを行うこと。
- 入院する受診者が、小学生以下又は付き添いの必要性が高い子どもであること。

【窓 口】 各保健所

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、用具を給付する制度です。

【対象者】

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象となる種目毎の対象者欄の要件に該当する方。

※児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項を除く。）及び障害者総合支援法による施策の対象とはならない者。

【給付の対象となる用具】

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）・人工鼻

【利用者負担】 世帯の所得に応じた自己負担

【申請先・窓口】 お住まいの市町村

(3) 日常生活自立支援事業

障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

【対象者】

鳥取県内に暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等、判断能力が不十分なため、適切に福祉サービスを利用することや利用料の支払い等が困難な方。

【サービス内容】

- 福祉サービスについての情報提供や助言。
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続き、利用料の支払い手続きのお手伝いをします。
- 料金や公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いをします。
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- 通帳、権利証書、印鑑など大切な書類をお預かりします。

【注意事項】

- 利用にあたっては、社会福祉協議会と契約を結んでいただきます。
- サービスを利用するには、利用料が必要です（相談や支援計画の作成は無料です）。
- 提供するサービスの決定は、利用されるかたの生活状況などを調査・把握し、利用者本人のご希望をお伺いした上で行います。

【相談窓口】

ちく地区	しゃ協名	じゅう住所	でん電話番号 ふあつくすばん FAX番号
東	とっとりししゃかいふくしきょうぎかい 鳥取市社会福祉協議会	とっとりしとみやす ちようめ 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館内	0857-24-3320 0857-24-3321
	いわみちようしゃかいふくしきょうぎかい 岩美町社会福祉協議会	いわみちよううらどめ 岩美町浦富 645	0857-72-2500 0857-72-3811
	わかさちようしゃかいふくしきょうぎかい 若桜町社会福祉協議会	わかさちようわかさ 若桜町若桜 1247-1 ちいきふくし 地域福祉センター内	0858-82-0254 0858-82-1204
部	ちづちようしゃかいふくしきょうぎかい 智頭町社会福祉協議会	ちづちようちづ 智頭町智頭 1875 ほけん いりよう ふくし そうごう 保健・医療・福祉総合センターほのぼの内 あんしん しょうだん あんしん相談センターささえーる	0858-75-3772 0858-75-4110
	やずちようしゃかいふくしきょうぎかい 八頭町社会福祉協議会	やずちようみやだに 八頭町宮谷 254-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0858-72-6210 0858-72-2793

ちく 地区	しゃ 社 協 名	じゅう 住 所	でん 電 話 番 号 FAX 番号
中 部	くらよしししゃかいふくしきょうぎかい 倉吉市社会福祉協議会	くらよししふくよしちやう くらよしふくし 倉吉市福吉町 1400 倉吉福祉センター内 あんしん相談支援センター	0858-24-6265 0858-22-5249
	みささちやうしゃかいふくしきょうぎかい 三朝町社会福祉協議会	みささちやうよこて 三朝町横手 50-4 ふくし 福祉センター内	0858-43-3388 0858-43-3378
	ことうらちやうしゃかいふくしきょうぎかい 琴浦町社会福祉協議会	ことうらちやううらやす 琴浦町浦安 123-1 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-52-3600 0858-53-2035
	ゆりはまちやうしゃかいふくしきょうぎかい 湯梨浜町社会福祉協議会	ゆりはまちやうとまり 湯梨浜町泊 1085-1 ほけんふくし 保健福祉センター内	0858-34-6002 0858-34-6013
	ほくえいちやうしゃかいふくしきょうぎかい 北栄町社会福祉協議会	ほくえいちやうせと 北栄町瀬戸 36-2 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-37-4522 0858-37-4532
西 部	よなごししゃかいふくしきょうぎかい 米子市社会福祉協議会	よなごしにしきちやう ちやうめ 米子市錦町 1丁目 139-3 ふれあいの里内 よなご暮らしサポートセンター	0859-35-3570 0859-23-5495
	さかいみなとししゃかいふくしきょうぎかい 境港市社会福祉協議会	さかいみなとしたけのうちやう 境港市竹内町 40	0859-45-6116 0859-45-6146
	ひえづそんしゃかいふくしきょうぎかい 日吉津村社会福祉協議会	ひえづそんひえづ 日吉津村日吉津 973-9 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0859-27-5351 0859-27-5931
	だいせんちやうしゃかいふくしきょうぎかい 大山町社会福祉協議会	だいせんちやうあかさか 大山町赤坂 764 ふくし 福祉センターなかやま内	0858-49-3000 0858-49-3013
	なんぶちやうしゃかいふくしきょうぎかい 南部町社会福祉協議会	なんぶちやうほつしょうじ 南部町法勝寺 331-1 そうごうふくし 総合福祉センター「しあわせ」内	0859-66-2900 0859-66-2901
	ほうきちやうしゃかいふくしきょうぎかい 伯耆町社会福祉協議会	ほうきちやうおおとの 伯耆町大殿 1010 ほけんふくし 保健福祉センター内	0859-68-4635 0859-68-4634
	にちなんちやうしゃかいふくしきょうぎかい 日南町社会福祉協議会	にちなんちやうしやま 日南町生山 397-1	0859-82-6038 0859-82-6058
	ひのちやうしゃかいふくしきょうぎかい 日野町社会福祉協議会	ひのちやうくろさか 日野町黒坂 1247-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0859-74-0338 0859-74-0365
	こうふちやうしゃかいふくしきょうぎかい 江府町社会福祉協議会	こうふちやうえび 江府町江尾 2069 ちいきささあい 地域支え愛センター内	0859-75-2942 0859-75-3900

(4) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等がご本人に代わって日常生活上の契約を行ったり、ご本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、ご本人を保護し、ご本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家庭裁判所によって選任され、ご本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

法定後見制度

1. 後見類型

【対象者】

日常的に必要な買い物も、ご本人一人ではできないため、ほとんどの契約行為を誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

成年後見人は、ご本人の契約行為全般について、ご本人に代わって行うことができ、また、ご本人にとって不利益な契約行為を取り消すことができます。

2. 保佐類型

【対象者】

日常的に必要な買い物などはご本人一人でできるが、不動産等の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなどの重要な契約行為は、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約行為がご本人にとって不利益になる場合は取り消すことができます。また、ご本人の同意を前提に家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約することができます。

3. 補助類型

【対象者】

重要な法律行為も含め、ほとんどのことはご本人一人でできるが、できるかどうか不安が

あり、誰かに代わってやってもらったほうがよいと思われる程度の判断能力の方。

【概要】

補助人の選任や代理・同意する契約行為の範囲や内容については、ご本人の同意が必要です。

補助人は、家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約をしたり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在、判断能力が十分にある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ任意後見人やご本人に代わって行ってもらう財産管理や日常生活上の契約内容（任意後見契約）を公証役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることとなります。

相談窓口

1. 成年後見支援センター

とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎ 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886

ホームページ <https://adsuppo.net/>

中部成年後見支援センター ミットレーベン

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内

☎ 0858-22-8900 FAX 0858-22-8901

ホームページ <https://kurayoshi-seinenkouken.jp/index.html>

西部後見サポートセンター うえるかむ

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3 米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内

☎ 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094

ホームページ <https://houki.net/> E-mail : nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

2. その他の相談窓口

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2（さざんか会館2階）

☎ 0857-24-3320 FAX 0857-24-3321

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1

☎ 0857-24-7024（相談センターの番号）

公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター鳥取県支部「コスモスとっとり」

〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル5F 鳥取県行政書士会事務局内

☎ 0857-24-2744 FAX 0857-24-8502

E-mail : gyosei-tottori@gyosei.or.jp

権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」（鳥取県社会福祉士会）による相談（無料）

ぱあとなあ鳥取事務担当 本池

granddad19701111@gmail.com

〈鳥取県内各相談窓口〉

東部地区（前田） ☎ 080-2887-1923

中部地区（井上） ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

西部地区（本池） ☎ 090-8609-1111

智頭町社会福祉協議会 あんしん相談センターささえーる

〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センターほのぼのの内

☎ 0858-75-3772

倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター

〒682-0872 倉吉市福吉町1400 ☎ 0858-24-6265 FAX 0858-22-5249

特定非営利活動法人 一粒の麦

〒682-0803 倉吉市見日町491番地 ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

北栄町社会福祉協議会

〒689-2205 東伯郡北栄町瀬戸36-2 ☎ 0858-37-4522 FAX 0858-37-4532

いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 ^{こうけん} あんしん後見せいぶ
 〒 683-0841 ^{よなごしかみごとう} 米子市上後藤 ^{やすぎたかない} 8-1-33 (安木宅内)
 ☎ 090-1189-0794 FAX 0859-29-6801
 E-mail : t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

(5) 鳥取県地域生活定着支援センター (鳥取県再犯防止推進事業)

障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等)に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。

【対象者】

- 障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。
- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、福祉的な支援を必要とする方。

【業務内容】

- 福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。
- 刑務所等出所後、コーディネート終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。
- ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。
- ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

【窓口】

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 4 階
 ☎ 0857-22-6868 FAX 0857-30-5886 ホームページ <https://adsuppo.net/lsw/>

(6) 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービスは、ご自分で選び、契約を結んで利用するしくみとなっています。ところが、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして、不快になったり苦痛を感じたりすることもあります。サービスを提供している事業者との話し合いで解決できなかつたり、直接苦情を言うことができない場合に、「苦情解決」のお手伝いをする制度があります。

【対象とする苦情】

- 福祉サービスの内容に関する苦情
- 福祉サービスの利用契約の締結、履行または解除等に関する苦情

【苦情を申し出ることができる方】

- 福祉サービス利用者及びそのご家族、代理人。
- 福祉サービスのご利用に関する状況を具体的かつ的確に把握している方。
(民生委員・児童委員、関係職員等)

【注意事項】

- 介護保険サービスに関する苦情は、お住まいの市町村の担当窓口または鳥取県国民健康保険団体連合会（☎ 0857-20-2100）でも専門的に受け付けています。

【相談窓口】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340 E-mail : unei-t@tottori-wel.or.jp

※電話、FAX、電子メール、来所、郵便等どんな方法でも受け付けています。

（7）ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや、高齢等で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。（平成21年10月1日開始）

【対象者】

- 身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方。
- 高齢、難病等により歩行が困難な方。
- けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方。

※具体的な基準を定めていますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

【対象施設】

- 県と協定を結んだ施設の駐車場が対象です。
- 公共施設、ショッピングセンターなどに広めています。

【申請窓口】

- 県福祉保健課

- 中部総合事務所倉吉保健所、西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課、日野振興センター

- 各市町村の福祉保健部局

※申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。

【問合せ先】 県福祉保健課

☎ 0857-26-7142 FAX 0857-26-8116

※利用証の対象施設について、詳しいことはお問い合わせください。

(8) 子育て応援パスポート事業

子育て当事者が協賛店でパスポートを提示すると、各協賛店により提供される商品の割引やポイントの加算などの子育て応援サービスを受けられます。

また、県外でも全国共通展開に賛同する協賛店では子育て応援サービスが受けられます。

なお、パスポートはカードでの発行だけでなく、子育て王国とっとりアプリでの発行も可能です。アプリでは子育て応援パスポートが表示されるだけではなく、協賛店の検索や、子育てに役立つ情報等を受け取ることができます。

※この事業は、子育て家庭を応援する協賛店のご協力により実施しています。

【対象者】

県内在住の妊娠中の方又は満18歳以下の子どもを養育している保護者(子どもと同一世帯の方に限ります。)

※子どもが満18歳になっても、最初に迎える3月31日までは、対象となります。

【申請方法】

- 申請は書面またはスマートフォンから行えます。

カードでのパスポート発行をご希望の場合…お住いの市町村役場の担当窓口で申請してください。(市町村役場ではその場で発行可能。)

アプリでのパスポート発行をご希望の場合…下記の二次元コードからアプリをダウンロードしていただき、申請登録をしてください。(承認まで10営業日程度のお時間をいただく場合があります。)



AppStore 二次元コード



GooglePlay 二次元コード

(9) あいサポートファイルとっとり

「あいサポートファイルとっとり」は、障がいのある方の成育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。「記録」「保管」「活用」するファイルで、ご本人に関する様々な情報（接し方）、特徴、支援の方法やこれまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

【対象者】

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどのある方及びその保護者

【メリット】

- 障がいのある方の成長過程、支援内容など、障がいのある方の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- 保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- 保護者の介助・介護力が低下し、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

【問合せ先】 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会事務局

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

